

栗東市中小企業 応援ガイドブック



平成 30 年 4 月
栗東市

はじめに

近年、地域産業を取り巻く環境は、本格的な人口減少社会を迎え、少子高齢化、若者の大都市圏への流出により、消費の低迷や人手不足が深刻化しているほか、産業構造の変化やグローバル経済の進展などにより、依然として厳しい状況におかれています。

これまで、本市におきましては、平成24年4月に「栗東市中小企業振興基本条例」を制定後、この条例のもと、「栗東市商工振興ビジョン」を策定し、市内中小企業へのビジネスチャンスの拡大を図る施策を展開するとともに、中小企業の振興を通じた本市の発展に努めてまいりました。

このたび発行いたします「栗東市中小企業応援ガイドブック」は、地域経済の好循環創出のため、域内調達拡大の意義等の紹介、創業希望者や事業経営者を支援する国・県・市等の各種制度の情報を一冊に集約し、新たな情報収集手段としてご活用いただくことや、市内企業の事業内容や調達ニーズを紹介し、新たな企業間連携等を促し、本市の中小企業の発展と振興を目的として作成しました。

本ガイドブックが、市内中小企業の連携等を通じた販路開拓や売り上げの向上、事業活動の拡大などをはじめ、地域全体の更なる発展に繋がることを期待しております。

結びに、本ガイドブックの発行にあたり、ご協力をいただきました掲載企業の皆様をはじめ、栗東市商工会や支援機関の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成30年4月
栗東市長 野村 昌弘



目次

I. 栗東市の取り組みについて

- 1 これまでの経過 2
- 2 栗東市中小企業振興基本条例の概要 3
- 3 栗東市商工振興ビジョンの概要 5
- 4 域内調達拡大運動の概要 6

II. 市内企業の紹介

- 建設・製造業 14社 8
- 運輸業 3社 15
- 卸売・小売業 6社 16
- 不動産業 1社 19
- サービス業 6社 20

III. 中小企業の支援機関

- 1 栗東市商工会 24
- 2 滋賀県産業支援プラザ 26
- 3 滋賀県よろず支援拠点 28

IV. 中小企業支援策の紹介

- 1 栗東市の支援策 33
- 2 国・県等の支援策 37

I. 栗東市の取り組みについて

- 1 これまでの経過**
- 2 栗東市中小企業振興基本条例の概要**
- 3 栗東市商工振興ビジョンの概要**
- 4 域内調達拡大運動の概要**

1 これまでの経過

栗東市中小企業振興基本条例（平成 24 年 4 月施行）

地域の雇用や経済を支える中小企業の振興、産業の振興を行政運営の柱とし、地域経済の活性化に取り組む市の姿勢を広く示すもので、中小企業振興についての「基本理念」「基本方針」と、「市の役割」「中小企業者等の努力」「大企業者の努力」「市民の理解及び協力」などを定めています。

理念・方針

栗東市商工振興ビジョン（平成 25 年 4 月策定）

「栗東市中小企業振興基本条例」の具体化に向け、厳しい経営環境のもとで日々事業を営んでいる市内中小企業（小規模企業者を含む）へのビジネスチャンスの拡大を図る施策とともに、中小企業の振興を通じた本市の発展を図る施策を示したものです。

商工振興ビジョンロードマップ^o（平成 28 年 3 月策定）

商工振興施策の全体像、前半期ロードマップ、進行管理等を位置付けました。

【第 2 章】ロードマップ(全体)

- ・「商工振興ビジョン」に示した施策を具現化するための第一歩として、ビジョン制定から概ね 10 年間の取り組むべき施策の道筋を示したものです。

【第 3 章】前半期ロードマップおよび解説版

- ・「ロードマップ（全体）」の内、前半期 5 年間について、具体的な業務内容を想定したものです。
 1. 中小企業の経営基盤強化
 2. 消費者ニーズの創出
 3. ブランドの創出
 4. 栗東駅前・手原駅前の賑わい創出
 5. 観光事業推進
- ・業務内容の共通理解をより深めるため解説を追記しています。

施策

商工振興ビジョンロードマップ^oに基づく事業実施計画

（平成 28 年 3 月策定）

- ・商工振興ビジョンロードマップに位置付ける施策について、前半期 5 年間に具体的に着手する施策を事業実施計画として整理しました。

実施計画

2 栗東市中小企業振興基本条例の概要

栗東市では、中小企業を取り巻く経済的、社会的変化等を踏まえ、栗東市中小企業振興基本条例を平成24年4月1日に施行いたしました。本条例により、中小企業者等をはじめ、市、大企業者、市民のそれぞれが連携・協働し、中小企業の振興を図ることによって、本市をより豊かで住み続けたいくなるまちにすることを目指します。

『中小企業振興基本条例』について

この条例は地域の雇用や経済を支える中小企業の振興、産業の振興を行政運営の柱とし、地域経済の活性化に取り組む市の姿勢を広く示すもので、中小企業振興についての「基本理念」「基本方針」と、「市の役割」「中小企業者等の努力」「大企業者の努力」「市民の理解及び協力」などを定めています。

『中小企業振興基本条例』の必要性

中小企業は、地域経済を支える重要な主体で雇用の担い手でもあり、地域社会の持続的な発展を実現するためには、地域産業や中小企業が元気であることが重要です。そのために市が、中小企業振興などの積極的な事業展開を図ることを宣言したものです。

また、中小企業・大企業の努力や市民に協力してほしいことを明確にすることで、地域が一体となって栗東市の成長、発展に取り組むことができます。

『中小企業振興基本条例』の基本的な考え方

中小企業を取り巻く厳しい環境の中、行政、事業所、経済団体、市民それぞれが地域資源を活用し、考え、工夫し、努力して、中小企業を基礎に地域経済の振興を図るものです。



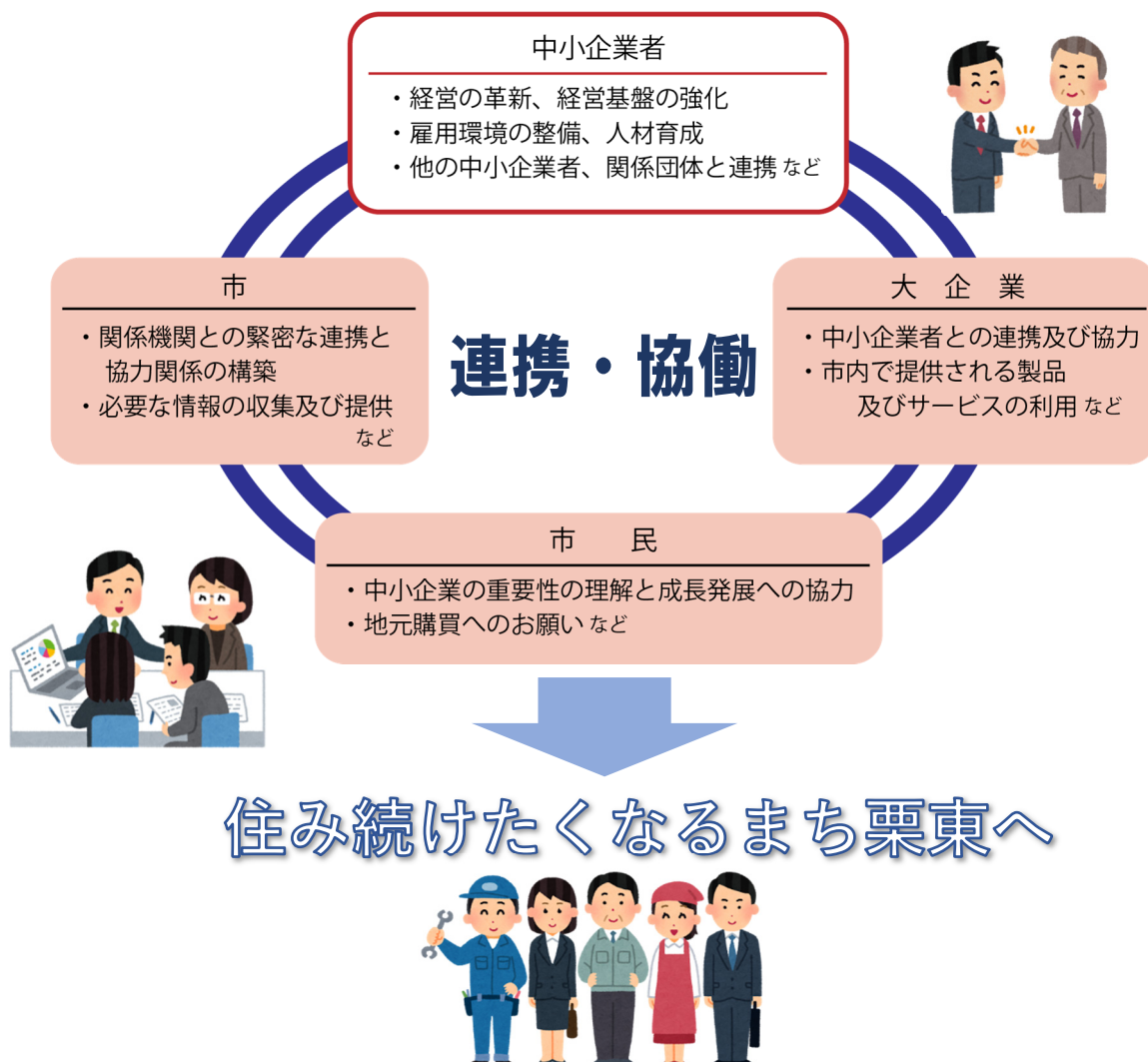
■栗東市中小企業振興基本条例のしくみ

【 基本理念 】

- 中小企業者の自主的な取組の推進
- 住み続けたい地域づくりへ向けた一貫した施策として推進
- 本市の産業構造や地理的条件の特性の活用
- 地域の多様な主体の協力

【 基本方針 】

- 経営の革新、新規起業の促進及び創造的な事業活動の促進
- 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化
- 中小企業者の経営基盤の強化を促進
- 中小企業者と地域の協力関係を創出
- 産学官連携の推進
- 地域資源の活用
- 観光及び農商工連携の取組を推進
- 地産地消の推進
- 小規模事業者への配慮



3 栗東市商工振興ビジョンの概要

栗東市商工振興ビジョンは「栗東市中小企業振興基本条例」の具体化に向け、厳しい経営環境のもとで日々事業を営んでいる市内中小企業（小規模企業者を含む）へのビジネスチャンスの拡大を図る施策とともに、中小企業の振興を通じた本市の発展を図る施策を示すために策定したものです。

中小企業の振興を図るためには、事業者自身が意欲的な事業活動を活発に展開する必要がありますが、近年の経済情勢により、中小企業を取り巻く環境は今までに無い困難な状況に直面しています。そこで、このビジョンでは意欲的な事業者をサポートするための施策と、事業者の意欲を成果に結びつけていくための具体的な方向性を示しました。とはいえ、このビジョンは中小企業者のみに限るものではありません。中小企業は市内事業所の大多数を占めており、そこで働く従業員とその家族や様々な経済活動を通じると、ほとんどの市民や大企業などが中小企業と何らかの関わりを持っています。その関わり方をより明確にし、主体をなす中小企業が元気になることが本市の活性化に繋がり、ひいては、「より住み続けたいくなる」まちづくりに繋がっていきます。

このビジョンをもとに中小企業、市、大企業、市民、その他の団体それぞれが連携・協働して中小企業の振興を図り、条例の目標である「住み続けたいくなるまち栗東」を目指すものです。

重点施策 1 事業機会の拡大

- ・ 県や国などの補助制度の積極的な活用
- ・ 滋賀県工業技術総合センターの活用
- ・ 市街地における地区計画の見直し
- ・ 市役所庁内における地元地域からの調達
- ・ **域内調達拡大へ向けた要請活動**
- ・ 全事業所調査とデータベースの作成
- ・ 企業データを生かした事業提案
- ・ 市内企業の強みを生かした共同事業など

重点施策 3 栗東の魅力を生かして

- ・ 近郊型レジャーの展開
- ・ 近郊型レジャーのニーズ調査
- ・ 立地を生かした取り組みへ向けた検討
- ・ 農商工連携による商品開発と販売促進
- ・ 本市の知名度を生かした取り組み

重点施策 2 住民・地域に根ざした中小企業の発展

- ・ 市内の中小企業を知ってもらうための情報発信
- ・ 市内の優れた中小企業を認証する制度の設立
- ・ 新しい顧客層の開拓に向けた取り組み
- ・ 駅前の活性化・にぎわい拠点作り
- ・ 買い物客をターゲットとした商業活性化策
- ・ 来街者を増やすための新しい取り組み
- ・ 地元住民と中小企業をつなげる取り組み
- ・ 長期間を展望した大規模プロジェクトなど

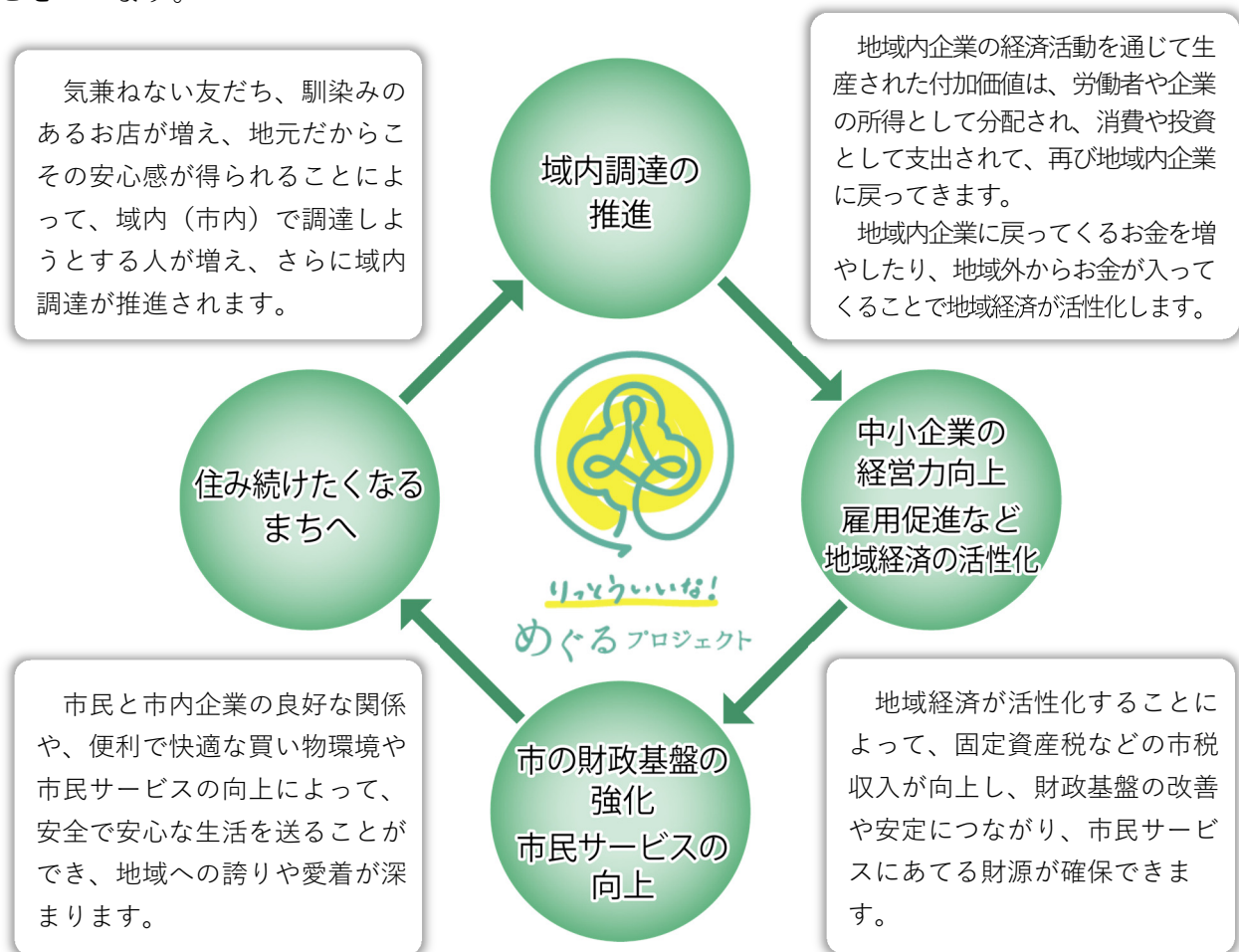
一般施策

- ・ 中小企業の経営基盤強化
- ・ 担い手の育成
- ・ 製造業支援
- ・ 商業・サービス業支援
- ・ 産業基盤強化
- ・ 多様な交流・連携の推進
- ・ 来訪者の増加及び交流機会の確保

4 域内調達拡大運動の概要

現在、栗東市では商工振興ビジョンの「重点施策 1 事業機会の拡大」の一つである「域内調達拡大に向けた要請活動」に取り組んでいます。

域内調達拡大運動とは、市民や市内の中小企業者、工場、物流施設、学校、病院、福祉施設等の大企業者や公共機関等も含め、域内（市内）での調達率を高めることで、地域経済の好循環を創出し、これによりあらゆる主体にも相乗効果が生まれることを共有するための運動のことをいいます。



※域内とは、本市を中心とみたときに、概ね草津市、守山市、野洲市、湖南市等の周辺自治体を一定の商圈域として定義しています。

■中小企業のメリットは？

中小企業にとって、域内調達に取り組み、拡大されることによって、次のようなメリットが考えられます。

- 自社の強みと弱みを知り、弱みを補いながら、強みに磨きをかける積極的な営業活動を行うきっかけとなります。
- 市内の中小企業とともに、大企業との取引も可能となり、安定的な経営につながります。
- 自社の技術を知る若者が増え、優秀な人材を確保することもできます。

II. 市内企業の紹介

栗東市内の企業 30 社を業種ごとに分類して、その企業の「企業名・ホームページ」「事業内容」「企業PR」「取引可能な事業」「企業概要」「認証実績等」「問い合わせ先」等を一目でわかるように掲載しています。

より詳細な情報をお知りになりたい方は、各企業にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

建設・製造	運 輸	サービス
1. (株)サンキ..... 8	15. 浅野運輸倉庫(株).....15	25. 井丸 浜風 栗東駅前店..... 20
2. (株)三東工業社..... 8	16. 湖南運輸(株).....15	26. ピストロ リコッタ..... 20
3. (株)ACTYPower..... 9	17. (株)ユニバーサルロジ..... 16	27. (株)田中誠文堂..... 21
4. (株)エコジャパン..... 9		28. グリーンの未来..... 21
5. (株)近江物産..... 10	卸売・小売	29. Chouette..... 22
6. (株)Kamogawa..... 10	18. さらま交易..... 16	30. ヘアサロン リノ..... 22
7. 呉羽テック(株)..... 11	19. ザルツブルグ洋菓子店.... 17	
8. 三恵工業(株)..... 11	20. (株)ダイボウ..... 17	
9. (株)信英技研工業..... 12	21. (株)栗東ガーデン..... 18	
10. 日新産業(株)..... 12	22. (株)リットーメガネ..... 18	
11. 山科精器(株)..... 13	23. LAID-BACK..... 19	
12. (株)リチウムエナジージャパン.. 13	不動産	
13. (株)オーミック..... 14	24. (株)ユーレベン..... 19	
14. 栗東木材(株)..... 14		

The screenshot shows a website for a company named '株式会社〇〇〇〇' (Company 〇〇〇〇 Co., Ltd.). The URL is 'http://www.00000.co.jp'. The website content includes:

- 主要事業内容** (Main Business Content): タンパク食品および医薬製品の開発・製造・販売
- セールスポイント** (Sales Points): 品質を最優先にした製品づくりで、お客様に信頼される企業として社会に貢献します。迅速な顧客対応と独自の管理体制の下、徹底した品質管理への努力を続けます。
- 取引可能な事業** (Businesses Available for Transaction): 企画開発・生産管理・品質管理・物流・販売
- 企業概要** (Company Overview):

所在地	〒520-0000 滋賀県栗東市〇〇〇〇〇
代表者名	〇〇〇〇〇
設立年	0000年00月00日
資本金	〇〇〇万円
従業員数	〇〇名
認証取得等	ISO9001 マネジメントシステム登録、ISO14001 マネジメントシステム登録
- 問い合わせ先** (Contact Information):

担当	〇〇〇〇
TEL	(077) 000-0000
FAX	(077) 000-0000

1. 株式会社サンキ

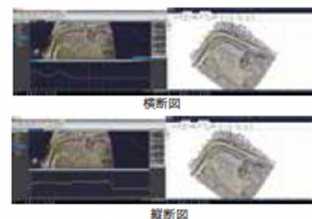
www.y-sanki.co.jp

主な事業内容

測量（公共、GPS、ドローン、工事他）
設計、調査、建設、物品

セールスポイント

私たちは ICT 技術を取り入れドローン及び三次元を活用し生産性のさらなる向上を目指しています。そして ICT 業務を軸とし、点検業務、空撮による映像化といったあらゆる分野で活かして行くことに取り組んでいます。



取引可能な事業

測量（起工、工事、ICT、現況、その他）
土木、建築工事、施工管理の派遣
工事に伴う設計データなどの作成

所在地	〒520-3047 滋賀県栗東市手原五丁目 7 番 27 号		
代表者名	密山 龍男		
設立年	2001 年 3 月 6 日		
資本金	2,000 万円	従業員数	20 名
問い合わせ先	担当：倉貫 博巳、大石 陽子 T E L : (077) 554-8300 F A X : (077) 554-8301 E-Mail : info@y-sanki.co.jp		

2. 株式会社三東工業社

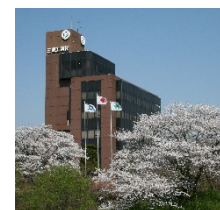
<http://www.santo.co.jp>

主な事業内容

土木、建築、舗装、各工事の総合請負、
設計監理、不動産取扱

セールスポイント

創業以来、土木工事や建築工事を展開し、地域社会の発展に貢献してきました。近年、CLT（直交集成材）に注目し、建築構造材として有効利用を図っています。



取引可能な事業

土木関連事業、建築関連事業、不動産関連事業

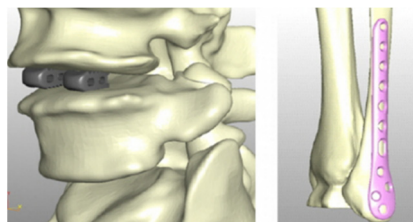
所在地	〒520-3022 滋賀県栗東市上鉤 480 番地		
代表者名	代表取締役社長 奥田 克実		
設立年	1954 年 7 月		
資本金	8 億 4,950 万円	従業員数	82 名
認証取得等	ISO9001・14001 認証、健康経営優良法人、滋賀県女性活躍推進法人		
問い合わせ先	担当：総務部 村原 T E L : (077) 553-1111 F A X : (077) 553-3000		

3. 株式会社 ACTYPower

actypower.co.jp/company/index.html

主な事業内容

コンピュータシミュレーションによる DICM データの 3D 化及び造形品作製、手術用器具開発・製造、整形用品インプラントの開発・製造



セールスポイント

整形外科手術用のインプラントの開発、製造から、そのインプラントを設置するための器具の開発、製造販売までをしています。ドクターとの連携により、ニーズに合った製品を開発しています。



取引可能な事業

病院関連

所在地	〒520-3026 滋賀県栗東市下鈎 543-2		
代表者名	国松 利和		
設立年	2014年11月7日		
資本金	1,000万円	従業員数	9名
認証取得等	第一種医療機器製造販売業許可取得		
問い合わせ先	担当：河合 TEL：(077) 535-9073 FAX：(077) 535-9074 E-Mail：info@actypower.co.jp		

4. 株式会社エコジャパン

<http://eco-japan1.com>

主な事業内容

一般電力発電機・機械器具製造販売

セールスポイント

交流電圧出力巻線を備えたブラシレスDCモータシステム 6kWの出力電力発電装置を開発しました。国内の一般家庭が必要とする電力を十分賄うことができ、災害時や停電など非常用電源としても有効です。化石燃料に頼らない無公害発電機で原子力発電のいない社会を目指します。



取引可能な事業

回路設計製造・マグネット加工・コイル事業



所在地	〒520-3031 滋賀県栗東市糺 4 丁目 9 番 32 号		
代表者名	上田 義英		
設立年	1997年7月30日		
資本金	300万円	従業員数	3名
認証取得等	特許第 4569883 号 特許第 3897043 号 中国特許 200780101843.9 韓国特許 10-10711517		
問い合わせ先	担当：山元 昇 (090-8989-5605) TEL：(077) 554-3377 FAX：(077) 554-3377 E-Mail：sp7d5779@eco.ocn.ne.jp		

5. 株式会社近江物産

<http://www.ohmi-bussan.co.jp>

主な事業内容

再生プラスチック原料製造

セールスポイント

日本は生産大国でありながら資源は輸入に頼っています。当社はその貴重な資源を「循環させる」ことを使命として捉え、プラスチックにおける「高度循環型社会」を形成していきます。



取引可能な事業

プラスチック製品の成型原料として再生材を検討している企業、プラスチック製パレットやコンテナ・ケース等を産業廃棄物として処分している企業（有価で買取可能です）



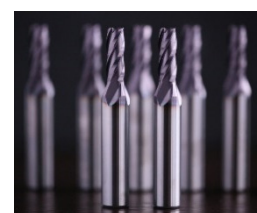
所在地	〒520-3046 滋賀県栗東市大橋七丁目4番51号		
代表者名	代表取締役 芝原 誠二		
設立年	1977年9月6日		
資本金	4,000万円	従業員数	46名
認証取得等	ISO14001 認証、JQA-EM1918、産業廃棄物収集・運搬・処分業許可No.02520035873		
問い合わせ先	担当：総務管理部長 寺田 T E L : (077) 553-6193 F A X : (077) 553-7011 E-Mail : t_terada@ohmi-bussan.co.jp		

6. 株式会社 Kamogawa ものづくり研究所

<http://www.kamog.co.jp/>

主な事業内容

超硬工具の製造・再研磨
ダイヤモンド工具の製造・再生



セールスポイント

試作開発特化型の製造現場とお客様密着型営業で、ものづくり現場のニーズをより反映した短納期・高品質な工具づくりを実現しています。



取引可能な事業

金属加工業、脆性材加工業

所在地	〒520-3047 滋賀県栗東市手原7丁目3-26		
代表者名	専務執行役員 竹谷 政利		
設立年	2015年11月2日		
資本金	1,000万円	従業員数	14名（全社90名）
認証取得等	ISO9001 取得（2015）		
問い合わせ先	担当：ツール事業部 藤原 T E L : (077) 551-4159 F A X : (077) 551-4161		

7. 呉羽テック株式会社

<http://www.kurehatech.co.jp/>

主な事業内容

不織布の製造販売

セールスポイント

「不織布」は目的に応じて多種の用途に使用できる高付加価値素材です。呉羽テックの不織布は環境を守る役割を果たすなど、あらゆる分野でその優れた機能を発揮しています。

呉羽テックは研究開発に重点をおき、独自の技術と開発力で新しい時代を創造していきます。



取引可能な事業

不織布の二次加工（特殊加工）

所在地	〒520-3012 滋賀県栗東市岡 255		
代表者名	斉藤 正和		
設立年	1960年4月10日		
資本金	4億円	従業員数	240名
認証取得等	ISO9001、ISO14001		
問い合わせ先	担当：総務部 納谷 朋生 TEL：(077) 552-1280		

8. 三恵工業株式会社

<http://www.sankei-555.co.jp/jp/>

主な事業内容

自動車用ステアリングとサスペンションの製造・販売
パーツの補修用製品の製造販売

セールスポイント

自動車用ステアリングとサスペンションパーツの補修用製品のメーカーとして、555（スリーファイブ）ブランドで、国内を始め海外120か国以上の国と地域へ2,500種類以上の商品をお届け、多くの企業から長く引き立ててもらっています。



取引可能な事業

機械加工、組立、部品付け等

所在地	〒520-3045 滋賀県栗東市高野 305		
代表者名	代表取締役 小西 庄次郎		
設立年	1960年9月3日		
資本金	4,800万円	従業員数	304名
認証取得等	ISO9001 認証取得（1999）、草津税務署より優良申告法人表敬状（2017）（3期連続）、地域未来牽引企業（2017）		
問い合わせ先	担当：総務部 田村 啓介 TEL：(077) 553-0555 FAX：(077) 553-2408 E-Mail：info@sankei-555.co.jp		

9. 株式会社信英技研工業

<http://shin-ei-giken.jp/>

主な事業内容

精密金属加工および製缶・塗装一般・技術開発

セールスポイント

製缶からカバー及び塗装の一貫納入

取引可能な事業

精密板金、製缶部品の製作、塗装



所在地	〒520-3042 滋賀県栗東市辻 115 番地 4		
代表者名	代表取締役 田口 信雄		
設立年	1989年7月3日		
資本金	1,000万円	従業員数	49名
認証取得等	KESステップ1 (KES I - 1144)		
問い合わせ先	担当：柏木 智之 TEL：(077) 599-3714 FAX：(077) 599-3716 E-Mail：shin.ei@nifty.ne.jp		

10. 日新産業株式会社

<http://www.nissinsangyo.jp/>

主な事業内容

金属および樹脂の試作品製作

セールスポイント

自動車・家電の開発品や装置部品等、小ロット製品を「極短納期」で提供します。

金属・樹脂共に社内で加工可能なため、多様な仕事に対応可能です。問い合わせには1時間以内に返信します。



取引可能な事業

自動車・家電など各種開発関連事業、設備関連事業、その他

所在地	〒520-3017 滋賀県栗東市六地藏 1124		
代表者名	山元 陸雄		
設立年	1974年10月		
資本金	1,000万円	従業員数	43名
認証取得等	MSA環境マネジメントシステム認証取得		
問い合わせ先	担当：中川 TEL：(077) 553-2293 FAX：(077) 553-7399 E-Mail：nssk@skyblue.ocn.ne.jp		

11. 山科精器株式会社

<http://www.yasec.co.jp/>

主な事業内容

機械器具製造（工作機械、熱交換器、注油器、医療機器等）

セールスポイント

独自の技術でFA化に貢献する各種工作機械
船舶用や発電プラント向けの熱交換器
産業機械・船舶機関向潤滑機等
これらの製造、販売で実績を残しています。
一方、従来の技術を活かして研究開発を重ね医療分野に参入し、医療機器の製造販売、
また新たな製品の開発に取り組んでいます。



所在地	〒520-3001 滋賀県栗東市東坂 525		
代表者名	代表取締役 大日 陽一郎		
設立年	1949年3月1日		
資本金	1億円	従業員数	129名
認証取得等	ISO14001、ISO19001、ISO13485		
問い合わせ先	担当：古野 智子 TEL：(077) 558-2311 FAX：(077) 558-2319 E-Mail：info@yasec.co.jp		

12. 株式会社リチウムエナジージャパン

<http://www.lithiumenergy.jp/jp/>

主な事業内容

大型リチウムイオン電池の製造・開発・販売

セールスポイント

EV用リチウムイオン電池。
電気自動車（EV）用向けはもちろんの事、
電気貯蔵他、広く用途拡大しています。



所在地	〒520-3021 滋賀県栗東市蜂屋 780-1		
代表者名	代表取締役社長 園田 輝男		
設立年	2007年12月12日		
資本金	75億円	従業員数	600名
認証取得等	ISO14001 (2004)、JISQ14001 (2004)、IATF16949 (2016)		
問い合わせ先	担当：奥田 TEL：(077) 551-4003 FAX：(077) 551-4061 Inquiry：web_lej_contact@lithiumenergy.jp		

13. 株式会社オーミック

<http://www.omic-corp.co.jp>

主な事業内容

機械設備、工具等の卸商社（機械工具商）
主に整形外科インプラントや手術器械の製造販売（製造業）

セールスポイント

お客様との信頼、安心を基本とする提案型営業で、社業の発展に寄与します。
医療現場のニーズにきめ細かく対応し、製品の企画開発から承認・製造までの一貫した多品種少量生産システムです。



所在地	〒520-3042 滋賀県栗東市辻 600 番地 1		
代表者名	代表取締役 神谷 廣幸		
設立年	1972 年 2 月 14 日		
資本金	6,250 万円	従業員数	85 名
認証取得等	建設業許可（機械器具設置工事業）、古物商、ISO13485 の認証取得、第一種医療機器製造販売業、医療機器製造業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、医療機器修理業 グッドデザイン賞（2006～08、2011）、がんばる中小企業・小規模事業者 300 社、地域未来牽引企業		
問い合わせ先	担当：社長室長 北田 良三 TEL：(077) 552-2035 FAX：(077) 551-1691 E-Mail：Kitada@omic-corp.co.jp		

14. 栗東木材株式会社

<http://rittowood.com>

主な事業内容

木材、土木材、住宅機器、ダンボール、木箱、物流資材一式販売

セールスポイント

建築木材、建築資材、土木材の販売をはじめ、木製パレット、木箱、段ボールや緩衝材など物流運搬に係る資材の販売を行っています。
お客様が満足する商品、お客様に喜んでもらえるサービスをスピーディに提供します。



取引可能な事業

建築木材・土木材販売・商品の輸送関連

所在地	〒520-3011 滋賀県栗東市下戸山 1560 番地		
代表者名	代表取締役社長 田中 康人		
設立年	1972 年 3 月 8 日		
資本金	1,000 万円	従業員数	18 名
問い合わせ先	TEL：(077) 552-2256 FAX：(077) 553-1039 E-Mail：ritto-yt@mk1.macnet.or.jp		

15. 浅野運輸倉庫株式会社

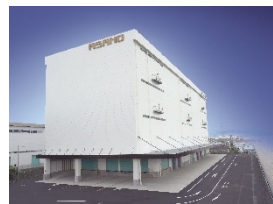
<http://www.asanowarehouse.com>

主な事業内容

倉庫業、運輸業、保税・通関業

セールスポイント

名神高速道路・栗東ICから3分、国道1号線と8号線の分岐点に近接する好立地に、様々な用途に対応した倉庫7棟(約15,000坪)を保有し、「親切」・「丁寧」・「正直」・「迅速」・「正確」をモットーに事業展開しています。



取引可能な事業

物流を必要とする事業

所在地	〒520-3045 滋賀県栗東市高野 588 番地		
代表者名	代表取締役社長 浅野 邦彦		
設立年	1964年8月		
資本金	1億円	従業員数	50名
認証取得等	Gマーク「安全性優良事業所認定」・グリーン経営（倉庫業・運送業）		
問い合わせ先	TEL：(077) 552-4511 FAX：(077) 553-5109 E-Mail：info@asanowarehouse.com		

16. 湖南運輸株式会社

<http://shiga-konan.co.jp/>

主な事業内容

一般貨物自動車運送事業、営業倉庫業務、流通加工請負、一般労働者派遣事業

セールスポイント

トラック輸送はもちろんのこと、営業倉庫を有し、一気通貫した物流業務の効率改善をご提案し、お客様の物流コストの低減に貢献します。



取引可能な事業

運送、物流倉庫、流通加工関連

所在地	〒520-3022 滋賀県栗東市上鉤 48 番地		
代表者名	中西 栄		
設立年	1972年2月		
資本金	2,400万円	従業員数	69名
認証取得等	ISO9001 認定取得 Gマーク（安全性優良事業所）認定		
問い合わせ先	担当：運輸本部 西尾 TEL：(077) 553-2232 FAX：(077) 553-5991 E-Mail：tra-nisio@shiga-konan.co.jp		

17. 株式会社ユニバーサルロジ

<http://www.universallogi.com/>

主な事業内容

運送業

セールスポイント

滋賀県内の荷物を集め、検品等を行い各地域別に分類し配達を行います。
滋賀県中小企業団体中央会が取り組んでいる、地産地消を柱に、地元滋賀の特産品に焦点をあてて取り扱うことで、県民の方が地元産品の良さを認識すると共に、全国へアピールする事業に協力しています。

取引可能な事業

滋賀県というブランドにこだわりを持った商品を取り扱っている事業者、宅配荷物を運んでもらいたい方



所在地	〒520-3021 滋賀県栗東市蜂屋 958 番地		
代表者名	代表取締役 安田 昌生		
設立年	1994年11月14日		
資本金	1,000万円	従業員数	80名
問い合わせ先	担当：津田 哲也 TEL：(077) 551-2855 FAX：(077) 551-2280 E-Mail：info@universallogi.com		

18. さらま交易

<http://www.salama-trading.com/>

主な事業内容

アフリカ・アジア輸入雑貨販売

セールスポイント

国内小売店様のニーズを現地生産者に送り、商品化したものをまたフィードバックします。その繰り返しで、消費者のファッション動向を先取りする商品を市場に供給できるように心がけています。



取引可能な事業

服飾雑貨店、アパレル店

所在地	〒520-3042 滋賀県栗東市辻 401		
代表者名	谷田 昌弘		
設立年	1994年7月26日		
従業員数	1名		
問い合わせ先	担当：090-8857-2468 TEL：(077) 552-6180 FAX：(077) 552-6187 E-Mail：salama@msj.biglobe.ne.jp		

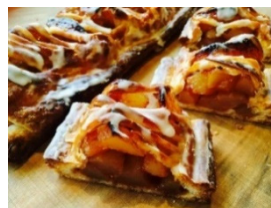
19. ザルツブルグ洋菓子店

主な事業内容

洋菓子製造販売

セールスポイント

創業から人気があるスフレチーズケーキ、アップルパイ、「栗東」まつわる「栗」を使った、へそくりパイ・へそくりまんじゅう、琵琶湖の形をした「びわこの便り」。
地域に密着したお店を目指しています。



取引可能な事業

製菓材料全般、季節ごとの産物（果物）、その他

所在地	〒520-3024 滋賀県栗東市小柿5丁目17-15		
代表者名	奥野 光生		
設立年	1987年		
従業員数	3名		
認証取得等	製菓衛生師		
問い合わせ先	担当：奥野 TEL：(077) 553-6607 FAX：(077) 553-6607		

20. 株式会社ダイボウ

主な事業内容

ニット製品製造、卸及び原糸販売

セールスポイント

製品卸では、各工場と連携し、小ロット短サイクル生産を目指しています。各専門店や百貨店、通信販売、幅広い年齢や性別に対応した様々な商品を取り扱っています。
また原糸卸では、各メーカーから仕入れ販売をしており、オリジナル原糸の開発にも力を入れています。



所在地	〒520-3014 滋賀県栗東市川辺 480-15		
代表者名	大坊 栄三郎		
設立年	1988年5月		
資本金	1,000万円	従業員数	5名
問い合わせ先	担当：大坊 栄三郎 (090-3306-8124) TEL：(077) 552-4420 FAX：(077) 554-0688 E-Mail：e-daibo@amber.plala.or.jp		

21. 株式会社栗東ガーデン

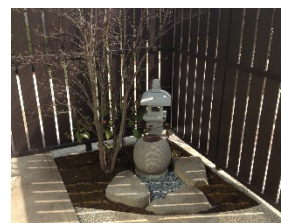
<https://ritto118783.hanatown.net/>

主な事業内容

生花・園芸卸売販売、造園工事、
会場等の装飾設営

セールスポイント

生花・園芸品は鮮度、品質とも国内トップ
産地品を取り扱っています。
フラワーギフトやアレンジ等の販売や花に
囲まれた素敵な空間装飾を提供します。



取引可能な事業

生花品等販売、貸植木、造園工事、イベント等の空間
装飾（会場設営・リース）

所在地	〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺六丁目 5-7		
代表者名	伊勢村 孝司		
設立年	1958年5月		
資本金	1,000万円	従業員数	12名
認証取得等	滋賀県知事 許可（般-28）第20989号 造園工事、1級造園技能士、1級フラワー装飾技能士		
問い合わせ先	担当：伊勢村 TEL：(077) 552-2177 FAX：(077) 552-3248 E-Mail：rg-1187@comet.ocn.ne.jp		

22. 株式会社リットーメガネ

主な事業内容

眼鏡・補聴器小売業

セールスポイント

一般眼鏡及び組込みプリズム・遮光眼鏡の専門性の高い眼鏡を
作製しています。さらに県内でも数少ない深視力測定機を設置
し、深視力で苦勞されている方々のその原因を特定し問題解決
のアドバイスをしています。
また、お似合いの眼鏡を選べるよう、パーソナルカラーリスト
によるカラー診断でアドバイスをしています。



取引可能な事業

プラスチック加工関連事業

所在地	〒520-3024 滋賀県栗東市小柿 7-1-7		
代表者名	森 泰伸		
設立年	2007年4月6日		
資本金	1,500万円	従業員数	2名
認証取得等	JOA 認定眼鏡士・滋賀県経営革新企業		
問い合わせ先	担当：森 泰伸 TEL：(077) 553-1120 FAX：(077) 553-1120 E-Mail：rittou-megane@room.ocn.ne.jp		

23. LAID-BACK

主な事業内容

アメリカで買い付けた中古衣類・スニーカー・雑貨の販売

セールスポイント

アメリカ現地にて直接買い付けを行っているため、量販店にはあまりないような商品を取り扱っています。



所在地	〒520-3022 滋賀県栗東市上鉤 180		
代表者名	井狩 敦夫		
設立年	2003 年		
問い合わせ先	担当：井狩	T E L : (077) 553-6488	F A X : (077) 553-6488

24. 株式会社ユーレベン

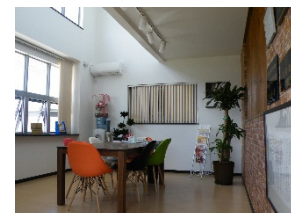
<http://youreben.jp>

主な事業内容

宅地の分譲、仲介・賃貸物件の管理、リフォーム、不動産全般

セールスポイント

あなたと共に歩む～をモットーに地域密着型の不動産会社として皆様のお役に立てる様、取り組んでいます。不動産に関するご相談は、何でも引き受けます。



取引可能な事業

広告、宣伝関係、インターネット不動産取引関連

所在地	〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山 3004 番地		
代表者名	佐野 浩幸		
設立年	2002 年 4 月		
資本金	1,000 万円	従業員数	5 名
認証取得等	宅地建物取引業 滋賀県知事(4)第 2822 号		
問い合わせ先	担当：佐野	T E L : (077) 598-1950	F A X : (077) 598-1951 E-Mail : info@youreben.jp

25. 丼丸 浜風 栗東駅前店 <http://sasafune.co.jp/archives/13541>

主な事業内容

持ち帰り海鮮丼販売

セールスポイント

寿司屋が始めた海の丼、驚きと感動の海鮮丼です。
海鮮丼専門店としてオープンしました。
メニュー数は114種類あります。
ウイングプラザ立体駐車場に駐車し、駐車券をお持ちになれば、2時間駐車無料になります。
店内での飲食もできます（11席）。



所在地	〒520-3031 滋賀県栗東市糺 2-4-5 ウイングプラザ 1F
代表者名	菅原 英晃
設立年	2017年5月9日
従業員数	2名
問い合わせ先	T E L : (077) 554-5586 F A X : (077) 554-5586 E-Mail : donmaruhamakaze@yahoo.co.jp

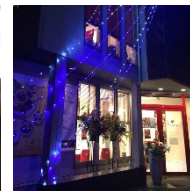
26. ビストロ リコッタ

主な事業内容

レストラン事業

セールスポイント

本格的なフレンチを気軽に楽しめるビストロです。ランチ・ディナー共に宴会コース等もあります。
予約にて持ち帰りオードブルもあります。



取引可能な事業

会議と懇談会（歓送迎会）のセットプランや貸し切りプランも用意しています。

所在地	〒520-3037 滋賀県栗東市北中小路 420-5
代表者名	西垣 慎太
設立年	2016年4月26日
従業員数	2名
問い合わせ先	T E L : (077) 558-5660 F A X : (077) 553-1033

27. 株式会社田中誠文堂

<http://www.seibundo.co.jp>**主な事業内容**

働き方、働く環境をハード・ソフト両面から提案・提供・サポート

セールスポイント

営業社員の9割が建築・IT系の資格を持ち、オフィスでの「働く環境」作りと、働き方提案（IT）の両面から、アプローチする事ができます。

**取引可能な事業**

改修工事（リノベーション）、IT環境整備（ネットワーク、セキュリティ他）、省エネ提案（LED他）



所在地	〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺6丁目6-12		
代表者名	田中 義信		
設立年	1958年12月1日（創業）		
資本金	1,000万円	従業員数	16名
認証取得等	ISO9001、建設業許可、古物商許可		
問い合わせ先	担当：管理部 島田 幸男 TEL：(077) 553-2345 FAX：(077) 553-8003 E-Mail：info@seibundo.co.jp		

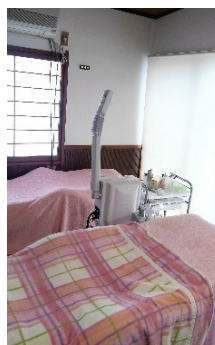
28. グリーンの未来

<http://www.menard.co.jp/shop/00628387s/>**主な事業内容**

フェイシャルサロン

セールスポイント

フェイシャルエステサロンは完全予約制で、ゆっくりくつろぎながらのエステをします。健康と美容に関する情報提供や研修を行っています。

**取引可能な事業**

企業の休憩時間や空き時間等を利用したハンドマッサージを無料で出張サービスします。

所在地	〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺六丁目1-49		
代表者名	谷池		
設立年	2008年4月		
従業員数	3名		
問い合わせ先	担当：谷池 TEL：(077) 553-2306 FAX：(077) 553-2306 E-Mail：michiko3222@gmail.com		

29. Chouette (シュエット)

<http://www.chouette1015.com/>**主な事業内容**

腸もみ、免疫リンパ、メイクアップスクール

セールスポイント

体が喜ぶ健康・美容サロンとして、腸もみ・リンパ・吸い玉を中心に施術。メイクスクールでは、その方に似合うメイクを基礎から学べます。

取引可能な事業

企業などに訪問し、セルフ腸もみ講座、メイクスクールも開設。



所在地	〒520-3032 滋賀県栗東市荻原 124
代表者名	山本 文子
設立年	2015年10月15日
認証取得等	JMA 認定講師取得 (2008)、NPO 免疫美容協会認定 (2001)、なちゆるる整腸協会認定 (2016)
問い合わせ先	担当：山本 文子 (090-2591-4996) TEL：(077) 553-5981 FAX：(077) 553-5981 E-Mail：chouette1015@gmail.com

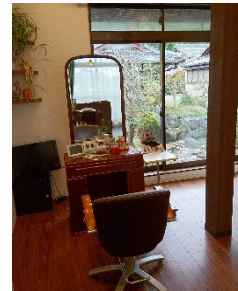
30. ヘアサロン リノ

主な事業内容

美容全般、訪問美容

セールスポイント

訪問、美容室どちらも予約の方を優先します。美容室は、マンツーマン施術のプライベートサロンです。落ち着いた空間で人目を気にせず、ゆったりと寛ぐ事ができます。

**取引可能な事業**

美容室での施術以外にも、介護が必要な方、病気や怪我をされた方にも、自宅・施設・病院などへの訪問美容も行っていきます。

所在地	〒520-3005 滋賀県栗東市御園 1189-1
代表者名	三浦 知恵美
設立年	2016年12月8日
問い合わせ先	TEL：(077) 507-2893 FAX：(077) 507-2893

Ⅲ. 中小企業の支援機関

本市と連携して、中小企業等への支援を行っている関係機関の活動内容を紹介します。(平成30年4月現在の内容です。)

- 1 栗東市商工会
- 2 滋賀県産業支援プラザ
- 3 滋賀県よろず支援拠点

1 栗東市商工会

商工会は、地域の企業やお店の経営支援と、まちの経済活性化を図るために様々な活動を行っています。おもに、金融や税務、労務等に関する『経営改善普及事業』と、まちづくり事業や業種別部会・地域別支部の運営等に関する『地域総合振興事業』を展開しています。

わたしたちの活動（経営サポート）

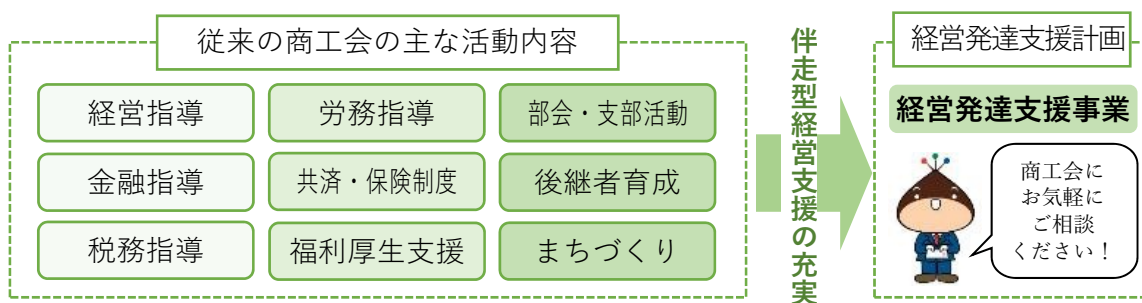


サポート① 無担保・無保証のマル経資金や公的な制度融資をあっせんします

商工会の相談指導を受けておられる事業所を対象とした有利な日本政策金融公庫の融資制度・マル経融資（無担保・無保証）や滋賀県（セーフティネット資金）・栗東市（小口簡易資金）などの公的な制度融資をあっせんしています。（但し、審査条件等がありますので詳しくは商工会スタッフにご相談ください）

サポート② 経営に関するあらゆるご相談に対応、伴走型の経営支援を行います

経営に関するご相談に対応し、商工会の専門スタッフが改善策をご提案します。また、顧問弁護士による無料法律相談や各種専門家（エキスパート）を無料で派遣し、具体的・実践的な指導・助言を行います。また、商工会は地域の経営支援機関として、今後なお一層地域の企業に寄り添った伴走型の経営支援に努めるため、近隣商工会と共同で経営発達支援計画を策定して、以下のような支援を行っています。



【経営発達支援事業の主な支援内容】

- 地域の経済動向調査を実施して情報力でサポート
- 各事業所の経営状況分析を実施して強みや課題を抽出
- 経営分析に基づいた個社の事業計画策定・実施を支援
- 消費者ニーズ・市場動向等の需要動向調査の実施
- 新たな販路開拓に繋がる支援事業の実施

サポート③ 労働保険の事務手続きを代行します

商工会では、労働保険事務組合を運営しており、事業所の事務負担の軽減を図ることができます。また、従業員の労災・雇用保険の手続きはもちろん、事業主も特別加入者として労災保険に加入できます。

サポート④ ビジネスマッチングを支援します

商工会では会員事業所の仕入先や外注先、顧客の新規開拓などのビジネスマッチング支援に取り組んでいます。また、地域支部の活動や業種別部会活動を通じて、会員間のビジネス活動を支援しています。



(大手工場進出にかかる地元企業との交流会)

サポート⑤ スケールメリットによるおトクな健診や保険・共済制度があります

商工会では、スケールメリットを活かし格安の料金（通常料金の約2割～3割安）で事業主や従業員の皆様の健康診断を受診することができます。また、国等が奨める各種共済制度や団体扱いによる割安な保険に加入することができます。

サポート⑥ 情報発信・販売促進・補助金申請のお手伝いをします

商工会では、販売促進のイベント（バル、まちゼミ）やJR栗東駅・手原駅・草津駅構内でデジタルサイネージ（電子広告）などを運営し、販売促進や新規顧客開拓のお手伝いをしています。

また、全会員発送時に会員事業所限定サービスとしてPRチラシ等の封入サービスも行っております。

そして、小規模事業者が行う地道な販路開拓への国の補助金（小規模事業者持続化補助金）等の申請サポートを行っています。



サポート⑦ 事業所の福利厚生事業を支援します

商工会では、会員事業所の従業員さんも参加いただける様々な親睦事業を実施しています。事業所の福利厚生事業としてご活用ください。



(会員親睦旅行)



(ボウリング大会)

2 滋賀県産業支援プラザ

中小企業の発展段階に応じた各種の支援を行っています。

- 企業の経営革新を支援します
- 産学官金連携によりものづくりを支援します
- 販路の開拓やマッチングを支援します
- 企業の情報化を支援します
- 企業の人材育成を支援します
- 起業・創業の支援をします

わたしたちの活動（経営サポート）

経営革新支援 中小企業の経営基盤の強化

窓口相談

豊富な実務経験を有する担当者が中小企業の経営課題や事業計画の相談に応じ、経営全般や技術など専門的な立場から指導・助言します。より専門的な経営課題に対しては、プラザに登録する専門家が適切に助言します。また、ホームページ上からも創業や経営に関する相談ができます。（相談無料）

<http://www.shigaplaza.or.jp/mdg>

省エネ診断

企業の省エネを進めるため、エネルギー利用状況の見直しや設備機器の改良・更新、電力管理、デマンド管理などについて専門家が訪問診断を行い、改善を提案します。

- 対象：①前年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500 kℓ未満の事業者であること
- ②診断後、経営合理化を目指す県内事業者であること
- 費用：無料 ●診断回数：5回/1社

商圈マップ（商圈分析システム）

新規出店や販売戦略検討のため、既存店との競争環境の把握などに役立つ商圈情報の提供を行っています。出店の際に必要な統計データや競合店情報を地図上に表示することで、戦略立案が容易になります。（無料）



専門家派遣

中小企業が抱えている経営・技術等の諸問題に対して、経営、販売、労務、技術、特許などの幅広い分野の民間専門家（約400人登録）が現場に出向き、アドバイスします。最大10回にわたっての派遣が可能です。

■1回あたりの費用負担（3分の2をプラザが負担）

相談時間の目安	総額	うち、相談依頼人のご負担金額
2時間程度	27,000円	9,000円
4時間程度	36,000円	12,000円

販路開拓支援 販路開拓のノウハウを提供

販路開拓・マッチング支援

製造業を対象に、仕事を「受注したい」企業と「発注したい」企業を登録し、企業相互の取引のあっせんを行います。また、発注希望企業と受注希望企業が一堂に会し、新規取引先の拡大を目指したビジネスマッチング（商談会）を開催するとともに、販路開拓支援員等による県内外の受発注機会の拡大に取り組んでいます。

国際ビジネス支援

企業の知的財産を戦略的に活用していくために、外国への特許などの出願に対して支援します。

下請かけこみ寺

業種を問わず、中小企業からの「取引に関する紛争相談」に専門のスタッフが親身に助言します。また、必要に応じて弁護士に無料で相談を行うことができます。

産学官金連携支援 研究開発プロジェクトの構築から事業化へ

新技術の研究開発支援

新技術の研究開発に積極的な企業で構成する「しが新産業創造ネットワーク」を核として、新産業・新事業創出を目指す企業の発掘を行い、産学官金連携による研究開発プロジェクトの構築や製品開発、事業化までを連続的に支援します。

- マッチングフォーラムの開催
- コーディネーターによるプロジェクトの構築支援
- 公的資金制度説明会や座談会の開催
- 大学や公設試験研究機関との連携
- 全国的な展示会への出展支援
- 競争的資金の獲得支援（サポイン事業）など



マッチングフォーラム

医療・健康など成長が期待される分野のものづくり支援

産学官金連携による医療・健康分野の産業振興を目指した「しが医工連携ものづくりネットワーク」を核として、研究開発プロジェクトの創出とその事業化を支援します。さらには、「医療・健康」分野を含む「成長ものづくり」「第4次産業革命関連」等の分野における研究開発プロジェクトのコーディネート支援を行います。

- ネットワーク会議の開催
- コーディネーターによるプロジェクトの構築支援
- 医療機器開発セミナーの開催
- 競争的資金の獲得支援 など

創業支援 起業・創業をめざす方をバックアップ

インキュベーション施設の運営

- コラボしが21
インキュベーション
- テクノファクトリー
- SOHO
ビジネスオフィス

起業・創業者の発掘支援

- ビジネスカフェあきんどひろば（創業関連セミナー）
地域の創業者の発掘・育成を目的に「Free, Frank, Flat with Fun（自由で気兼ねなく、対等な関係でまた来たい）」の精神で、学び（ビジネスセミナー）と交流（カフェ）の場の提供を通じて、創業機運の醸成を図ります。



公益財団法人

滋賀県産業支援プラザ

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2-1 コラボしが21 〈2階〉

【TEL】 077-511-1410

【FAX】 077-511-1418

【E-mail】 info@shigaplaza.or.jp

【URL】 <http://www.shigaplaza.or.jp>

3 滋賀県よろず支援拠点

「よろず支援拠点」は、国が全国に設置する経営相談所です。中小企業・小規模事業者の皆様の売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。

どこに相談したらよいのかわからない、こんな相談でも大丈夫？など、まずは何でもよろず支援拠点までお気軽にご相談ください！相談は何度でも無料です。



わたしたちの活動（経営サポート）

サポート① 専門家が経営相談に対する「総合的・先進的経営アドバイス」を行います

あらゆる経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、一定の解決策を提示し、フォローアップも実施します。

<例>

- 相談事業者の強みを分析し、新商品のアイデアやパッケージの新デザインの提案など新たな顧客獲得等に係るアドバイス
- 極力お金をかけないPR方法の提案や販路拡大支援 など

サポート② 相談に応じた「適切なチームを編成」して経営改善を支援します

資金繰り改善や事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じ中小企業・小規模事業者の課題を分析し、一定の解決策を提示するとともに、フォローアップを実施します。

<例>

- 経営改善計画策定の際のアドバイス
- 複雑な再生・経営改善案件に対する複数の専門家で編成した支援チームによる支援など

サポート③ ワンストップサービスで「案件に応じた支援機関を紹介」します

支援機関等との接点が無く相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口として、広く相談に応じます。相談内容に応じて適切な支援機関・専門家につなぐだけでなく、国や自治体の支援策を熟知した上で活用を促すとともに支援施策の担当者につなぎます。さらに、つないだ支援機関・専門家・支援施策の担当者を通じてフォローアップを実施します。

サポート④ よろずセミナーや相談会を開催しています

相談は、大津市のよろず支援拠点のほか、県内各地でもよろずセミナーを開催し、相談会を実施しています。また、定期的に出張相談も行っています。詳しくは、滋賀県産業支援プラザのホームページをご覧ください。



(周知セミナー)



(ワークショップ)



(出張相談会)



滋賀県よろず支援拠点

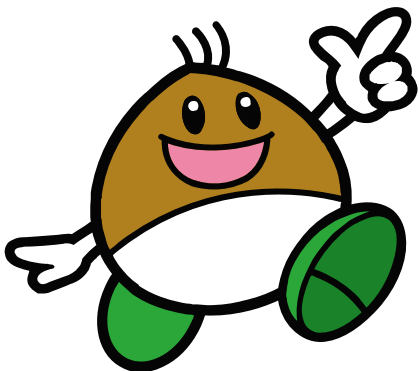
(公益財団法人滋賀県産業支援プラザ内)

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 2-1 コラボしが21 2 F

【TEL】 077-511-1425

【FAX】 077-511-1418

【E-mail】 yorozu@shigaplaza.or.jp



IV. 中小企業支援策の紹介

1 栗東市の支援策

2 国・県等の支援策

(ご利用にあたって)

- ・掲載されている内容は、支援策の概要です。施策のご利用にあたっては、関係機関にお問い合わせください。
- ・このガイドブックは、平成30年4月現在の内容で編集しています。項目、要件、申請時期などは変更される場合がありますので、ご注意ください。

IV. 中小企業支援策の紹介

このガイドブックは、市内の中小企業の方や創業を希望される方などが、本市で実施している施策等を中心に活用可能なものを容易にピックアップできるよう作成したものです。

事業活動の拡大や販路開拓などをはじめ、さまざまな場面でお役立てください。

1 栗東市の支援策

事業区分	支援事業	頁
資金面の支援・優遇措置	1 栗東市創業支援融資利子補給金制度	33
	2 栗東市小規模事業者持続化補助金	33
	3 栗東市空き店舗等活用促進事業費補助金	34
	4 栗東市小規模企業者小口簡易資金貸付制度	34
	5 栗東市中小企業退職金・特定退職金共済制度掛金補助金交付制度	34
	6 栗東市中小企業等信用保証料助成金交付制度	35
	7 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例	36
情報・アドバイスの提供	8 ビジネスチャンス拡大『りっとう元気力向上相談会』	36

2 国・県等の支援策

事業区分	支援事業	頁
資金面の支援・優遇措置	1 しが金融ホットライン	37
	2 滋賀県中小企業振興資金融資制度	38～42
	3 信用保証制度（滋賀県信用保証協会）	43
	4 日本政策金融公庫の主な融資制度	44
	5 マル経資金（小規模事業者経営改善資金）	45
	6 ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金	46
	7 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）	47
	8 サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	48
情報・アドバイスの提供	9 経営安定化支援事業、創業支援強化事業（滋賀県信用保証協会）	49
	10 専門家派遣事業	50
	11 コラボしが21インキュベーション	51
	12 滋賀県立SOHOビジネスオフィス	52
	13 経営アドバイス事業（中小企業基盤整備機構）	53
	14 技術に関する相談・支援	54
	15 「J-Net21」中小企業ビジネス支援ポータルサイト	55
	16 ミラサポ（未来の企業★応援サイト）	56
	17 女性のチャレンジ支援事業	57～58
	18 商店街等空き店舗活用マッチング支援事業	59
	19 きらり輝く個店★企業応援事業	60
技術等の改善・開発面の支援	20 滋賀県工業技術総合センター企業化支援棟技術開発室（レンタルラボ）	61
販売・取引面の支援	21 商圏分析（商圏マップ）	62
	22 滋賀県企業情報検索市場 skki（すっき）	63

1. 栗東市の支援策

1 栗東市創業支援融資利子補給金制度

株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）の新規開業向けの融資制度を利用された場合に、支払われた利子の一部を補助します。

■対象者

次の条件をすべて満たす者

- ・市内で開業を予定していること、または開業していること
- ・日本政策金融公庫への融資申し込み時点で、税務申告2期未満であること
- ・対象資金を当初の約定どおりに償還していること
- ・市区町村民税を完納していること

	利子補給率	上 限 額	備 考
利子補給率・補給上限額	年1.0%以内	年 15 万円	1 事業者あたり15万円を上限に、毎年1月1日から12月31日までに支払った利子に対して補給します。 ●交付申請の総額が予算額を上回る等の場合、利子補給率の上限値より小さい値が適用されることがあります。 ●利子補給金額は、支払った利子額の範囲内となります。
利子補給金の対象期間	融資を受けた月から36ヶ月を限度とします。ただし、償還期限を切り上げて償還を完了した場合などは、その時点（月）までとなります。 融資の開始日が平成32年3月31日までのが、利子補給の対象となります。		
補給金交付申請の仕方	毎年1月末まで（2年目以降も同様）に申請書兼請求書及び添付書類を市に提出してください。		

※詳しくは、商工観光労政課（TEL 077-551-0236）までご確認ください。

2 栗東市小規模事業者持続化補助金

「栗東市小規模事業者持続化補助金」は、国の小規模事業者持続化補助金制度を活用して地道な販路開拓等の取り組みを行う市内小規模事業者に対して、その経営活動を後押しし、地域の活性化を図るため、市による上乘せ補助を行います。

■対象者

市内に事業所を有する小規模事業者であって、全国商工会連合会及び日本商工会議所が定める小規模事業者持続化補助金交付要綱に基づく、国の小規模事業者持続化補助金の採択を受けた事業を実施する方

対象事業	全国商工会連合会及び日本商工会議所が定める小規模事業者持続化補助金交付要綱に基づく、国の小規模事業者持続化補助金を受け実施する販路開拓等の事業
------	---

※詳しくは、商工観光労政課（TEL 077-551-0236）までご確認ください。

3 栗東市空き店舗等活用促進事業費補助金

市内中心市街地における空き店舗等に、新たに出店しようとしている方ならびにその店舗等の所有者の方に対して、改装・修繕費用と家賃の一部を補助します。
※詳しくは、商工観光労政課（TEL 077-551-0236）までご確認ください。

4 栗東市小規模企業者小口簡易資金貸付制度

■対象者

- 小規模企業者
 - ・個人：市内に1年以上居住し、かつ県内で同一事業を1年以上継続して営んでいること
 - ・法人：主たる事業所を市内に有し、かつ1年以上（個人から法人化した者については、事業歴を通算する。）継続して同一事業を県内で営んでいること
 - ・その他、栗東市小規模企業者小口簡易資金規則第5条の要件を備えた者

融資限度額	2,000万円
融資利率	年1.5%
信用保証率	0.50%～1.20%
融資期間	設備：7年 / 運転：5年

※詳しくは、商工観光労政課（TEL 077-551-0236）までご確認ください。

5 栗東市中小企業退職金・特定退職金共済制度掛金補助金交付制度

■対象者

退職金共済契約を締結し、その掛金を納付している企業のうち、常時雇用する従業員が20人未満で、市内に事業所を有し、現に事業を営んでいる事業所

融資内容	事業主が納付する従業員の掛金月額20パーセントで、従業員1人当たり月額500円を限度とします。
補助の交付期間	企業が契約した日から起算して1年間とします。
補助金交付申請の仕方	毎年、1月中旬に対象事業所に対し、申請書の様式や手続きの仕方等の案内が送付されるので、それに従い手続きを進めます。

※詳しくは、商工観光労政課（TEL 077-551-0104）までご確認ください。

6

栗東市中小企業等信用保証料助成金交付制度

下記の県制度資金及び市資金において滋賀県信用保証協会に支払った信用保証料に助成割合を乗じた額を助成する制度です。

制 度		資 金 名	助成割合
滋 賀 県	振 興 資 金 融 資 制 度 滋 賀 県 中 小 企 業	①セーフティネット資金<新規枠>	10分の2
		②セーフティネット資金<借換枠>	10分の2
		③緊急経済対策資金<新規枠>	10分の2
		④緊急経済対策資金<借換枠>	10分の2
		⑤開業資金	※10分の2
栗東市		⑥栗東市小規模企業者小口簡易資金	10分の3

※創業支援事業計画期間である平成28年4月1日から平成32年3月31日の期間については10分の3

■対象者

- 上記①～⑥の資金について融資実行を受けた者
- ①～⑤の資金について融資実行を受けた中小企業者等（滋賀県中小企業振興資金融資制度要綱第2条第3号の「中小企業者等」をいう。）で次の条件を満たす者
 - ・法人：市内に事業所が所在すること
 - ・個人：市内に事業所が所在すること
- ⑥の資金について、融資実行を受けた小規模企業者（栗東市小規模企業者小口簡易資金貸付規則第2条第1号の「小規模企業者」をいう。）で次の条件を満たす者
 - ・法人：主たる事業所を市内に有し、かつ1年以上継続して同一事業を県内で営んでいること
 - ・個人：市内に1年以上居住し、かつ県内で同一事業を1年以上継続して営んでいること
- その他、別途規定あり

助成期間	平成28年4月1日から平成32年3月31日 （上記期間に、滋賀県信用保証協会の信用保証を受けた融資） （助成申請の受付期間は原則として、融資実行した当該年度内です。）
助成金額	50万円を限度とします。 助成期間中、50万円の限度額内であれば、複数回申請できます。
助成金の返還	信用保証料の返戻を受けたときは助成金の返還を求めます。ただし、消化率に基づく信用保証料の額が、交付決定した助成金の額と繰上完済等により再計算した助成金の額との差額を超える場合は、助成金の返還を求めません（融資期間により長短あり）。

※詳しくは、商工観光労政課（TEL 077-551-0236）までご確認ください。

7 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例

「生産性向上特別措置法案」において、今後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命の実現のため、認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

■対象者

- 生産性向上特別措置法の施行後「導入促進基本計画」の同意を受けた地域に所在している中小企業
- 法人、個人事業主のうち、中小企業基本法上の中小企業に該当するもの
 - ・会社および資本又は出資を有する法人：資本金又は出資の総額が1億円以下
 - ・資本又は出資を有しない者：従業員数1000人以下
- 年率3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資（下記）が対象
 - ・商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備

■支援内容

- 認定を受けた中小企業の設備投資は、臨時・異例の措置として、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロになります。
※課税標準を市の条例で定める割合（ゼロ）を乗じて得た額となります。
- 固定資産税の特例率をゼロと措置した地域で本措置対象の事業者等は、各種補助金（下記）において、その点も加味した優先採択が行われます。
 - ・ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金（ものづくり・サービス補助金）
 - ・小規模事業者持続化補助金（持続化補助金）
 - ・戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン補助金）
 - ・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
- 適用期間は「生産性向上特別措置法案」の施行日から平成33年3月31日までとなります。
※詳しくは、商工観光労政課（TEL 077-551-0104）までご確認ください。

8 ビジネスチャンス拡大『りっとう元気力向上相談会』

滋賀県よろず支援拠点（滋賀県産業支援プラザ内）及び栗東市商工会と連携し、経営や創業に関する多様な相談に専門家が対応するビジネスチャンス拡大「りっとう元気力向上相談会」を開催します。無料で何回でも相談可能ですのでお気軽にご利用ください。

■対象者

栗東市内で事業を営んでいる方、および創業をお考えの方

相談内容	経営や創業を実施する上でのあらゆる課題
開催日	毎月第2水曜日（ご相談に応じて別日程での開催も可能です。） お気軽にご相談ください。
開催場所	栗東市役所内会議室 〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13-33

※詳しくは、商工観光労政課（TEL 077-551-0236）までご確認ください。

2. 国・県等の支援策

1 しが金融ホットライン

県の融資制度等について具体的な内容等説明や、中小企業のみなさまの資金繰りなどの相談に電話で応じる「しが金融ホットライン」を設置しています。

■対象者

中小企業者等

■支援内容

1. 受付時間 平日 8:30~17:15
2. 電話番号 077-528-3732
3. 中小企業金融利用目的別ガイド

	目 的	資 金 名
1	一般的な事業資金が必要なとき	経営支援資金（一般枠）
2	小規模企業者の方で、事業資金を必要とするとき	経営支援資金（小規模企業者枠・同特別枠）
3	セーフティネット保証の認定を受けた方であって、新たな事業資金を必要とするとき	セーフティネット資金（新規枠）
4	セーフティネット保証の認定を受けた方であって、借入金の借換を行い、返済負担を軽減したいとき	セーフティネット資金（借換枠）
5	売上の減少等経営状況が厳しい方であって、経営の安定を図るために事業資金を必要とするとき（セーフティネット資金（新規枠）の融資対象者を除く）	緊急経済対策資金（新規枠）
6	売上の減少等経営状況が厳しい方であって、借入金の借換を行い、返済負担を軽減したいとき（セーフティネット資金（借換枠）の融資対象者を除く）	緊急経済対策資金（借換枠）
7	県の認定を受けた新規技術開発等に係る計画の実施や新たな事業分野への進出、海外での事業展開を図るために資金が必要なとき	政策推進資金（新事業促進枠）
8	円滑な事業承継を図るために資金が必要なとき	政策推進資金（事業承継枠）
9	成長産業分野の事業を営んでいる方が事業の拡大を図るための事業資金を必要とするとき	政策推進資金（成長産業育成枠）
10	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けて、自ら策定した事業計画の実施に必要とするとき	政策推進資金（経営力強化枠）
11	滋賀県中小企業再生支援協議会等の支援を受けて経営改善計画を策定した方が、その計画に基づいた事業資金を必要とするとき	政策推進資金（再生支援枠）
12	省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等およびCO2排出量削減に資する設備の導入のための資金を必要とするとき	政策推進資金（省エネ・再生可能エネルギー枠）
13	空家・空き店舗を活用して事業を行うとき	政策推進資金（空き家・空き店舗再生枠）
14	融資期間1年以内で、商品の仕入等の運転資金が必要なとき	短期事業資金（通常枠）
15	下請代金として受け取った商業手形等を資金化したいとき	短期事業資金（手形・電子記録債権割引枠）
16	開業のための資金が必要なとき、または開業後5年未満の中小企業者が事業資金を必要とするとき	開業資金（創業枠）、（創業サポート枠）、（女性創業枠）
17	小規模企業者の方で、事業資金を必要とするとき（保証協会の保証債務残高が2,000万円（融資申込額を含む）以内の方に限ります。）	市町小規模企業者小口簡易資金

■問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課 TEL：077-528-3732

2

滋賀県中小企業振興資金融資制度

No.	資金名		資金用途	融資対象者	
1	経営支援資金 (しえん)	小規模企業者 特別枠 (責任共有制度対象外) □小口零細企業保証制度対応	設備 小規模企業者が、経営の合理化、体質改善等を図るために必要な資金	次のすべてに該当する者 ①原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模企業者 ②融資申込額を含めて保証協会の保証債務残高が2,000万円以内の者	
		小規模企業者枠	設備 小規模企業者が、経営の合理化、体質改善等を図るために必要な資金	原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模企業者	
		一般枠	設備 経営の合理化、体質改善等を図るために必要な資金	次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業者であって、原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下である者 ②協同組合等および中小企業者の組織する会社	
2	セーフティネット資金 (しんらい)	新規枠 (責任共有制度対象外) □一部危機関連保証制度対応	設備 次に該当する中小企業者、協同組合等 ・中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までまたは第6号のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けた者(経営安定関連保証利用者)	次に該当する中小企業者、協同組合等 ・中小企業信用保険法第2条第6項に該当する者として市町村長の認定を受けた者(危機関連保証利用者)	
			運転 不況による売上上等の減少および取引先の倒産等に対処して、経営の安定を図るために必要な資金	次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第5項第5号または第7号から第8号までのいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けた者(経営安定関連保証利用者) ②大規模災害や大型倒産など県内の経営状況に深刻な影響が発生する可能性がある場合であって知事が別に定める経営環境の悪化要因により、経営の安定に支障が生じている者 ③災害対策基本法第2条第1号に規定する自然災害で、直接被害を受けた者	
		新規枠	設備 不況による売上上等の減少および取引先の倒産等に対処して、経営の安定を図るために必要な資金	次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第5項第5号または第7号から第8号までのいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けた者(経営安定関連保証利用者) ②大規模災害や大型倒産など県内の経営状況に深刻な影響が発生する可能性がある場合であって知事が別に定める経営環境の悪化要因により、経営の安定に支障が生じている者 ③災害対策基本法第2条第1号に規定する自然災害で、直接被害を受けた者	
			運転		
		借換枠 (責任共有制度対象外) □一部危機関連保証制度対応	借換 既往借入金の返済負担を軽減し、資金繰りを円滑化するために必要な資金(借換対象資金は元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ滞りなく返済されているものに限ります。)	借換 既往借入金の返済負担を軽減し、資金繰りを円滑化するために必要な資金(借換対象資金は元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ滞りなく返済されているものに限ります。)	次のすべてに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までまたは第6号のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けた者(経営安定関連保証利用者) ②保証協会保証付融資(責任共有制度対象保証および流動資産担保保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれる者
				借換 既往借入金の返済負担を軽減し、資金繰りを円滑化するために必要な資金(借換対象資金は元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ滞りなく返済されているものに限ります。)	次のすべてに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第5項第5号または第7号から第8号のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けた者(経営安定関連保証利用者) ②保証協会保証付融資(流動資産担保保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれる者
3	緊急経済対策資金 (きんきゆう)	新規枠	設備 経済環境の悪化に伴う売上等の減少に対処して、経営の安定を図るために必要な資金	セーフティネット資金(新規枠)の融資対象者でない者であって、次の①から③のいずれかに該当する中小企業者(原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下の者に限る)、協同組合等 ①直近3か月間の売上高が前年同期と比べて5%以上減少している者 ②直近決算期における売上総利益または営業利益が前年と比べて5%以上減少している者 ③為替相場の変動により影響を受けている下記の者 ア. 円高の影響によって、最近1か月の売上高が前年同期と比べて10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて10%以上減少することが見込まれる者 イ. 円安による原油価格や原材料価格の上昇により、製品の製造もしくは、加工または役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または原材料の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期に比べ上回っている者	
			運転		
		借換枠	借換 既往借入金の返済負担を軽減し、資金繰りを円滑化するために必要な資金(借換対象資金は元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ滞りなく返済されているものに限ります。)	セーフティネット資金(借換枠)の融資対象者でない者であり、かつ、保証協会保証付融資(一部保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれるものとして、緊急経済対策資金(新規枠)の融資対象者の①から③のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等	

融資限度額	融資利率 (保証あり・なし同一)	信用保証料率	融資期間 (据置)	担保・保証	申込先
設備資金、運転資金あわせて1,000万円 (既存の保証協会保証付融資残高を含めて2,000万円以内)	年1.25%	年0.50%~1.20% (県制度融資保証料率③を ご参照ください)	7年(1年)	保証協会保証付	各商工会議所、各商工会
			5年(6か月)		
設備資金、運転資金あわせて1,500万円 (旧小規模企業者経営安定資金の 融資残高含む)	年1.45%	年0.45%~1.20% (県融資制度保証料率②を ご参照ください)	7年(1年)	原則 保証協会保証付	各商工会議所、各商工会
			5年(6か月)		
所要資金の70%以内で3,000万円 (旧組織強化育成資金の融資残高含む)	年1.5%	年0.45%~1.90% (県融資制度保証料率①を ご参照ください)	7年(1年)	金融機関所定	融資対象者①については各 商工会議所、各商工会 融資対象者②については中 小企業団体中央会
2,000万円 (旧組織強化育成資金の融資残高含む)			5年(6か月)		
8,000万円 なお、左記中小企業信用保険法 第2条第5項第1号の場合、 再生手続開始申立等事業者に対する 関連債権額の範囲内 (旧経済変動対策資金の融資残高含む) ※セーフティネット資金は、 一般保証とは別枠で利用できます (新規枠融資対象者②③を除く)	年1.0% (保証必須)	年0.85%	10年(2年)	保証協会保証付	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会
			7年(1年)		
		年0.80%	10年(2年)		
			融資対象者①の場合 年0.80% 融資対象者②、③の場合 年0.30%~1.75% (県融資制度保証料率①から 一律0.15%引き)		
2億円(増額分を含む) (旧経営安定借換資金の融資残高含む) ※セーフティネット資金は、 一般保証とは別枠で利用できます。	年1.5% (保証必須)	年0.85%	7年(1年)	保証協会保証付	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会
			年0.80%		
		年0.80%			
5,000万円	年1.25% (保証必須)	年0.45%~1.20% (県融資制度保証料率②を ご参照ください)	7年(1年)	保証協会保証付	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会
8,000万円 (増額分を含む)	年1.5% (保証必須)		10年(2年)		

No.	資金名	資金使途	融資対象者
4	政策推進資金 (すいしん)	新事業促進枠	新規性を有する技術・ノウハウの新規開発および事業化、ならびに新商品の開発または生産、新役務の開発または提供、商品の新たな生産または販売方法の導入その他新たな事業活動および事業の多角化や新たな事業分野への進出に際して必要な資金 次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業等経営強化法に基づく経営革新に関する計画の承認を受けてその計画を実施する者 ②中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けてその計画を実施する者 ③滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定を受けた者 ④事業の多角化や新たな事業分野への進出を行う者 ※④については、現在の事業と異なる事業（日本標準産業分類表の「細分類」で異なれば可）に進出しようとするもので、新事業進出にかかる事業計画を作成し、その計画を実施する者 ⑤事業基盤を県内に維持しつつ、下記の事業を行う者 ア. 海外における活動、生産拠点の新設または拡張を行う者 イ. 海外企業への資本参加等を行う者 ウ. 海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育または調査を行う者
		事業承継枠	円滑な事業承継を行うために必要な資金 安定的な経営権の確保により、県内において事業の継続を図る者で、次のいずれかに該当する者 ①事業用資産の取得等を行う後継者（個人事業者）で、事業承継後一定期間内で相続等により分散した事業用資産の取得を行う者とする者 ②事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継する事業者 ③株主等から自己株式および事業資産の取得等を行う法人
		成長産業育成枠	設備 運 転 成長産業分野の事業を営んでいる中小企業者等が事業の拡大を図るために必要な資金 別に定める成長産業分野の事業を営んでいる中小企業者等で、当該分野においてさらなる事業の拡大を図る中小企業者等 【成長産業分野】 ①環境・エネルギー事業 ②医療・介護・健康関連事業 ③クリエイティブ事業 ④観光事業 ⑤防災対策事業 ⑥雇用支援・人材育成事業 ⑦保育・育児事業
		経営力強化枠 (一部責任共有制度対象外)	設備 運 転 借 換 事業計画の実施に必要な資金 (借換対象資金は元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ滞りなく返済されているものに限ります。) 金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者等 ※認定経営革新等支援機関とは、中小企業の経営支援を行う専門機関（中小企業支援機関、金融機関、税理士等）を国が認定する制度です。認定経営革新等支援機関の一覧は中小企業庁ホームページでご覧いただけます。 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm
		再生支援枠	中小企業再生支援協議会の支援等により策定された経営改善計画に基づいた事業に必要な資金 次のいずれかに該当する者 ①滋賀県中小企業再生支援協議会による経営改善計画の策定支援を受け、今後の企業再生が見込まれる者 ②金融機関による経営改善計画の策定支援を受け、滋賀県信用保証協会経営サポート会議において、今後の企業再生が見込まれると判断された者 ※計画策定が完了していること
		省エネ・再生可能エネルギー枠	省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等の導入を図るために必要な設備資金、およびCO2排出量削減に取り組むために必要な設備資金 下記の設備を導入しようとする中小企業、協同組合等 【融資対象設備】 ①省エネルギー設備（空調設備、給排水設備、照明設備等） ②再生可能エネルギーを活用する設備（太陽光発電、風力発電等） ③蓄電池（リチウムイオン蓄電池等） ④自家発電設備（再生可能エネルギー設備を除く） ⑤その他の設備（CO2排出量削減に係る事業計画を受付機関へ提出すること）
		空き家・空き店舗再生枠	設備 運 転 新たに空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な資金 ※改修を必須とする（運転資金のみでの利用は不可） 新たに空き家・空き店舗を拠点に事業を行う中小企業者、協同組合等（開業前および開業後6か月未満の方は「開業資金」をご利用ください。） 【対象となる建物】 別に定める（空き家バンク）、または滋賀県空き店舗情報サイト「AKINAIしが」に登録している物件を対象とする
5	短期事業資金 (たんき)	通常枠	仕入れ、代金決済等に必要の運転資金 中小企業者（原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下である者）および協同組合等
		手形・電子記録債権割引枠	親事業者から下請代金として受け取った手形または電子記録債権の割引資金 滋賀県産業支援プラザに受注企業として登録している下請中小企業者
6	開業資金 (かいぎょう)	創業枠 (責任共有制度対象外) (一般保証は責任共有制度対象)	次のいずれかに該当する者 ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに開業しようとする者または開業後5年未満の者 ②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立しようとする者または設立後5年未満の者 ③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者、または会社が新たに設立した会社であって、設立後5年未満である者
		創業サポート枠 (責任共有制度対象外) (一般保証は責任共有制度対象)	県内で新たに事業を始めるため、および県内で開業後、事業基盤を確立するために必要な資金 創業枠の融資対象者で、かつ、次のいずれかに該当する者 ア. 認定特定創業支援事業の支援を受けた者 ・開業後6か月前から利用可能 ・融資限度額3,000万円まで利用可能 (ただし、開業前融資金額が2,000万円を超える場合、超過部分については自己資金相当額の範囲内) イ. 県内インキュベーション施設の入居者 ウ. 別に定める県創業支援策の対象者 エ. 別に定める商工会・商工会議所・産業支援プラザの経営支援を受けた者
		女性創業枠 (責任共有制度対象外)	女性が県内で新たに事業を始めるため、および県内で開業後、事業基盤を確立するために必要な資金 次のいずれかに該当する女性で認定経営革新等支援機関の支援を受けて開業しようとする者 ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに開業しようとする者または開業後5年未満の者 ②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立しようとする者または設立後5年未満の者

融資限度額	融資利率 (保証あり・なし同一)	信用保証料率	融資期間 (据置)	担保・保証	申込先
融資対象者①、②、③については 中小企業者 2億円 協同組合等 4億円 融資対象者④、⑤については1億円 (旧経営革新枠・旧滋賀の新しい産業 づくり促進資金の融資残高を含む)	年1.25%	融資対象者①、②は年0.77%~1.06% (新事業開拓保険利用で5,000万円以内 0.77%、5,000万円超1.06%) 融資対象者③、④は年0.45%~1.90% (県融資制度保証料率①を ご参照ください) 融資対象者⑤は年0.39%~1.84% (県融資制度保証料率⑥を ご参照ください。なお、 海外投資関係保険利用の場合は 年1.11%)	10年(2年)	金融機関所定	各商工会議所、各商工会 滋賀県産業支援プラザ 中小企業団体中央会 (融資対象者③について は、滋賀県産業支援プラ ザ)
1億円	年1.00%	年0.45%~1.20% (県融資制度保証料率⑥を ご参照ください)	10年(2年)	金融機関所定	各商工会議所、各商工会 滋賀県産業支援プラザ 中小企業団体中央会
1億円 (旧特定産業枠・特定産業振興資金 の融資残高を含む)	年1.25%	年0.45%~1.90% (県融資制度保証料率①を ご参照ください)	10年(2年) 5年(1年)	金融機関所定	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会
8,000万円	年1.25%	年0.45%~1.15% (責任共有制度対象の場合は 県制度保証料率④、 対象外の場合は県制度保証料率⑤ をご参照ください)	7年(1年) 5年(1年)	保証協会保証付	取扱金融機関
2億円	年1.5%	10年(1年)			
1億円 (旧中小企業再生支援資金 の融資残高を含む)	金融機関所定 (保証必須)	年0.37%~1.82% (県融資制度保証料率①から 一律0.08%引き)	10年(2年) 特に必要と認める 場合は 15年(2年)	保証協会保証付	取扱金融機関
1,000万円 (融資対象設備③④については、 8,000万円) (旧CO2排出量削減枠の融資残高を含む)	年1.0%	融資対象設備①~④ 年0%~1.40% (県融資制度保証料率⑦を ご参照ください) 融資対象設備⑤ 年0.37%~1.82% (県融資制度保証料率①から 一律0.08%引き)	10年(2年)	金融機関所定	各商工会議所、各商工会 中小企業団体中央会
2,500万円	年1.25%	0.45%~1.90% (県融資制度保証料率①を ご参照ください)	10年(2年) 5年(1年)	金融機関所定	各商工会議所、各商工会 中小企業団体中央会
1,500万円	年2.2%	年0.45%~1.90% (県融資制度保証料率①を ご参照ください)	1年	金融機関所定	取扱金融機関
1,500万円			割引期間150日以内		
設備 運転合計2,500万円 (ただし、開業前で融資額が2,000万円を 超える場合、超過部分については 自己資金相当額の範囲内) (創業サポート枠、女性創業枠および 旧開業資金の融資残高を含む)	年1.0% (保証必須)	年1.0% (一般保証を利用する場合は 年0.37%~1.82%、 県融資制度保証料率①から 一律0.08%引き)	7年(1年)	保証協会保証付	各商工会議所、各商工会 滋賀県産業支援プラザ
設備 運転合計2,500万円 (ただし、開業前で融資額が2,000万円を 超える場合、超過部分については 自己資金相当額の範囲内) (創業枠、女性創業枠および 旧開業資金の融資残高を含む)		年0.50% (一般保証を利用する場合は 年0.00%~1.32%、 県融資制度保証料率①から 一律0.58%引き)			
設備 運転合計1,000万円 (創業枠、創業サポート枠および 旧開業資金の融資残高を含めて 2,500万円以内)		年0.70%			

【ご注意】

※融資利率等の融資条件は平成30年4月現在のもので、金融情勢などにより、融資利率等を変更することがあります。
 ※融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、ご希望にそえない場合があります。

◆責任共有制度対象外：信用保証協会の保証割合は100%です。

※資金名の欄に（責任共有制度対象外）の表示がない資金は、責任共有制度の対象となります。

○責任共有制度とは、中小企業者が保証付き融資を受ける際に保証協会と金融機関が適切な責任分担を図り、金融機関が貸し手としての責任ある融資を行い、両者が連携して経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を期待するものです。

（保証協会の保証割合は80%です。）

【ご注意】

※融資利率等の融資条件は平成30年4月1日現在のものです。金融情勢等により、融資利率等を変更することがあります。

※融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、ご希望にそえない場合があります。

保証料率体系 I

(年率・%)

カテゴリー	1	2	3	4	5	6	7	8	9
県融資制度保証料率①	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県融資制度保証料率②	1.20	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.80	0.60	0.45
県融資制度保証料率③	1.20	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.90	0.70	0.50
県融資制度保証料率④	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.80	0.60	0.45	0.45
県融資制度保証料率⑤	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.90	0.70	0.50	0.50
県融資制度保証料率⑥	1.84	1.67	1.50	1.33	1.11	0.90	0.73	0.56	0.39
県融資制度保証料率⑦	1.40	1.25	1.05	0.85	0.65	0.50	0.30	0.10	0.00

※②～⑦は軽減した保証料率です。利用者負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。

※有担保の場合、0.02%～0.1%の割引があります。（一部融資制度を除く）

※セーフティネット資金等一部の融資制度では、上記体系によらず、固定料率が適用されるものがあります。

■問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課 TEL：077-528-3732

3 信用保証制度（滋賀県信用保証協会）

信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づいて設立された公的機関です。中小企業・小規模事業者の方が金融機関から事業資金の融資を受ける場合、その借入債務及び社債発行に係る債務を保証し、金融の円滑化を図ることを目的としています。

■対象者

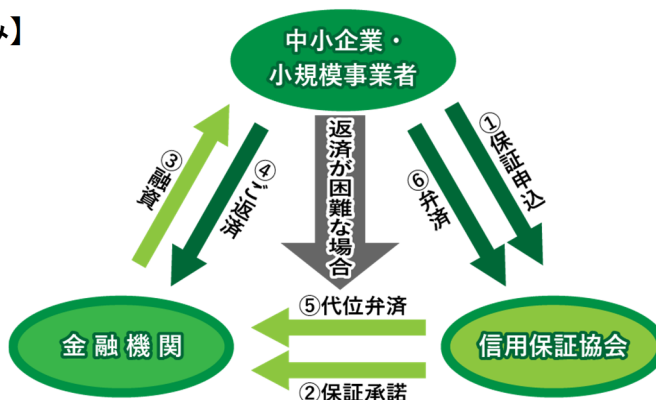
詳しくは、<http://www.cgc-shiga.or.jp> をご参照ください。

- ①資本金3億円（卸売業1億円、小売・サービス業5,000万円）以下、または従業員300人（卸売業・サービス業100人、小売業50人）以下の中小企業・小規模事業者の方
- ②個人の場合は県内に居住または事業所がある方。法人の場合は県内に本店または事業所を有する方

■支援内容

詳しくは、<http://www.cgc-shiga.or.jp> をご参照ください。

【信用保証制度の仕組み】



1. 保証対象資金

中小企業・小規模事業者の事業に必要な資金（運転資金および設備資金）で、保証限度額は、個人・法人2億8,000万円、組合4億8,000万円です。

2. 信用保証料率

中小企業・小規模事業者の経営状況に応じて、下表のとおり9区分となります。

信用保証料率

（年率・％）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 （80%保証の場合）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
信用保証料率 （100%保証の場合）	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※各種保証制度により保証料率が異なりますので詳しくは、<http://www.cgc-shiga.or.jp> をご参照ください。

上記基準料率から会計参与設置会社に対する割引、有担保保証に対する割引があります。

※なお、割引の適用をしない制度もあります。

■問い合わせ先

滋賀県信用保証協会 保証部 TEL：077-511-1321・1322

4

日本政策金融公庫の主な融資制度

日本政策金融公庫は100%政府出資の政策金融機関です。

国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業の3事業がそれぞれ連携し、幅広いサービスを提供しています。

国民生活事業では、小規模事業者・創業企業の皆さまが利用できる事業資金融資などを取り扱っています。利率やお取り扱い期間など、各制度の詳細は、下記までお問い合わせください。

資金名	ご利用いただける方
新規開業資金	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
女性、若者／シニア起業家資金	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）	廃業歴等のある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
新事業活動促進資金	経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方
中小企業経営力強化資金	新事業分野開拓のために事業計画を策定し、認定経営革新等支援機関の指導や助言を受けている方
企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または一定の要件を満たす不動産賃貸業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など
IT資金	情報化投資を行う方
海外展開・事業再編資金	海外展開を図る方
地域活性化・雇用促進資金	承認企業立地計画などに従って事業を行う方または雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方など
ソーシャルビジネス支援資金	社会的課題の解決を図る事業を営む方
事業承継・集約・活性化支援資金	事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により企業を承継・集約化を図る方など
環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方
経営環境変化資金	売上が減少するなど業況が悪化している方
取引企業倒産対応資金	取引企業などの倒産により経営に困難を来している方
企業再建資金	適切な再生計画を策定し、取引金融機関の支援を受けて、企業再生を図る方、中小企業再生支援協議会等の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方など
小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方
小規模事業者経営発達支援資金	経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者
振興事業貸付	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方
生活衛生改善貸付	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合（組合が設立されていない場合は、生活衛生営業指導センター）の実施する経営指導を受けている方であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方
生活衛生新企業育成資金（新企業育成・事業安定等貸付）	生活衛生関係の事業を創業しようとする方または創業後おおむね7年以内の方

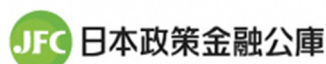
■問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫 大津支店

〒520-0051

滋賀県大津市梅林1-3-10 滋賀ビル4階

TEL：077-524-1656 FAX：077-522-2407 URL：<http://www.jfc.go.jp>



5 マル経資金（小規模事業者経営改善資金）

日本政策金融公庫のマル経資金（小規模事業者経営改善資金貸付）は、小規模事業者に対し、無担保、無保証人という条件で貸付を行う制度です。

■対象者

商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方で、商工会議所等の長の推薦を受けた方

推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしている必要があります。

1. 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業および娯楽業を除く）の場合5人以下）であること
2. 原則として6ヵ月以上、商工会議所等の経営指導を受けていること
3. 最近1年以上、同一商工会議所等の地区内で事業を営んでいること
4. 所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村民税（均等割を含みます）を原則としてすべて完納していること
5. 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫 国民生活事業の非対象業種等でないこと

■支援内容

1. 申込先

商工会・商工会議所

2. ご融資額

2,000万円以内

3. ご返済期間

運転資金 7年以内

設備資金 10年以内

4. 利率（年）

特別利率 F

■問い合わせ先

（株）日本政策金融公庫 大津支店 国民生活事業 TEL：077-524-1656
栗東市商工会 TEL：077-552-0661

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援します。

■対象者

1. 認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること
「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

■支援内容

1. **企業間データ活用型 補助上限額：1,000万円/者※（補助率 2/3）**
複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援。
※連携体は10社まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能。
2. **一般型 補助上限額：1,000万円（補助率 1/2）※**
中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。
※生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率 2/3。
3. **小規模型 補助上限額：500万円（補助率 小規模事業者 2/3、その他 1/2）**
小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。（設備投資を伴わない試作開発等も支援）

●専門家を活用する場合 補助上限額 30万円アップ（1～3共通）

※募集期間等の詳細については、お問い合わせください。

■問い合わせ先

滋賀県中小企業団体中央会 TEL：077-510-0890

7

戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）

中小企業等が法律の認定を受け産学官連携して行う革新的な研究開発等を支援します。

■対象者

中小ものづくり高度化法の計画認定又は地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組等

■支援内容

1. 補助金額：初年度4,500万円以下／テーマ

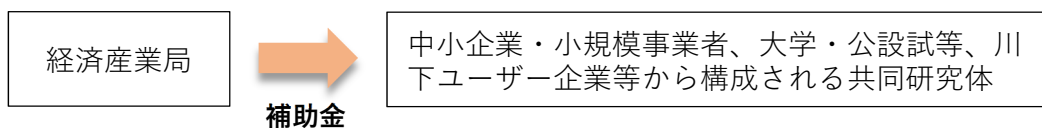
うち、大学・公設試等の初年度合計額1,500万円以下

2年目は初年度交付額の2/3、3年目は1/2を上限として補助

2. 補助率：中小企業・小規模事業者等 2/3

大学・公設試等 定額補助

3. 事業期間：2～3年



※募集期間等の詳細については、お問い合わせください。

■問い合わせ先

中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） TEL：03-3501-1816

8 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 導入補助金）

中小企業・小規模事業者等の業務効率化、売上アップをサポートするため、自社の課題やニーズに合った IT ツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する経費の一部を補助します。

■対象者（詳細）

主にサービス業に従事する中小企業、小規模事業者（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等）が対象。製造業や建設業等も対象。

■支援内容

1. 補助対象経費

IT ツール（ソフトウェア、サービス等） ※ハードウェアは対象外

例：パッケージソフトの本体費用、クラウドサービスの導入・初期費用等

2. 補助率等

1/2（上限 50 万円、下限 15 万円）

※募集期間等の詳細については、お問い合わせください。

■問い合わせ先

経済産業省 商務・サービスグループ サービス政策課 TEL：03-3580-3922

平成30年度 経営安定化支援事業 平成30年度 創業支援強化事業（滋賀県信用保証協会）

経営の安定に支障が生じている事業者について、『経営改善コース』『事業承継コース』『生産性向上コース』の3コースに分類して経営支援を行います。また、創業者のうち経営上の問題（経営・財務・人材育成等）を抱える事業者について、創業支援を行います。

■対象者

滋賀県信用保証協会の保証利用があり、成長発展や経営改善への意欲がある方
なお、創業支援強化事業については当協会の保証制度を利用した創業後5年未満の方
※派遣の可否は当協会が決定します。

■支援内容

経営課題に応じた専門家（中小企業診断士）を派遣

- ・派遣する専門家：中小企業診断士（滋賀県中小企業診断士協会に所属する中小企業診断士）
- ・派遣回数：最大5回（最終報告会含む）
- ・派遣費用：無料（当協会負担）

詳しくは、<http://www.cgc-shiga.or.jp> をご参照ください。

滋賀県信用保証協会
中小企業の皆様の成長発展・経営改善をサポートします！

経営診断のご案内

滋賀県信用保証協会は、県内中小企業の皆さまに「平成30年度経営安定化支援事業」、
「平成30年度創業支援強化事業」による専門家派遣を行っています。

平成30年度 経営安定化支援事業
■経営課題に応じた3コース
経営改善コース 事業承継コース 生産性向上コース

平成30年度 創業支援強化事業

■対象となる方
当協会の利用があり、成長発展や経営改善への意欲がある方。
※派遣の可否は当協会が決定いたします。

■派遣する専門家
中小企業診断士
滋賀県中小企業診断士協会に所属する中小企業診断士

■派遣回数
最大5回（最終報告会含む）

■派遣費用
無料（当協会負担）

■経営改善計画の策定
当協会では、経営診断をご利用いただいたお客様へ「経営改善計画」を策定するための支援として、引き続き中小企業診断士の派遣を実施してまいります。

平成29年度経営診断を受けた感想

項目	割合
経営改善計画の策定に役立った	41.4%
経営改善計画の策定に役立たなかった	58.6%

滋賀県信用保証協会
滋賀県信用保証協会
〒520-0003 大津市打出2-1-1 コラボしが21 7-8階

お問い合わせ先
●経営支援部 ☎077-511-1323
●保証部保証第一課 ☎077-511-1321
●保証部保証第二課 ☎077-511-1322

■問い合わせ先

滋賀県信用保証協会
経営支援部 TEL：077-511-1323
保証部保証第1課 TEL：077-511-1321
保証部保証第2課 TEL：077-511-1322

10 専門家派遣事業

創業または経営革新等を行い、経営の向上を目指す明確な目標とプランをお持ちで、課題解決のためにコンサルティングを希望される方に、滋賀県産業支援プラザが登録専門家を現地へ派遣して診断助言を行います。

■対象者

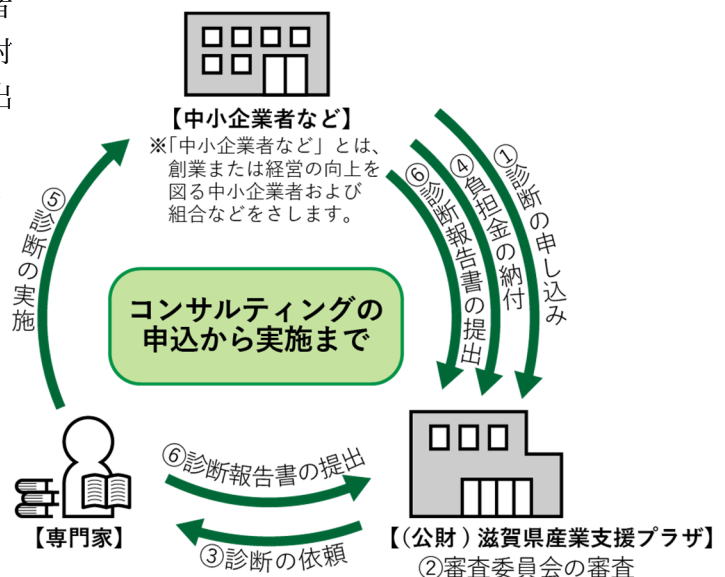
創業または経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲ある中小企業者等

- ①創業または経営革新等を行い経営の向上のための目的あるいは目標が明確であること
- ②専門家の派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること

■支援内容

経営の向上を目指す意欲ある中小企業者等が抱えている経営・技術等の諸問題に対して、幅広い分野の民間専門家が企業に出向き、診断助言を行います。

1企業あたり年間最大10回までの派遣が可能です。



費用負担について		
相談時間の目安	専門家の謝金 (1回あたり)	相談依頼人の 費用ご負担金額
2時間程度	27,000円	9,000円
4時間程度	36,000円	12,000円

○相談場所…商店・工場など現地へ専門家が
出向いて実施します。
○相談回数…複数回の実施が可能です。
費用1/3を負担いただきます。
(2/3は産業支援プラザが負担します。)

【申込方法】

プラザのホームページから申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、下記問い合わせ先までご連絡ください。<http://www.shigaplaza.or.jp/senmon/>

■問い合わせ先

(公財) 滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 経営相談室 TEL：077-511-1413

11 コラボしが21 インキュベーション

「コラボしが21 インキュベーション」は、県内で起業を目指される方に施設と事業計画作成支援などを提供し、短期間での事業創出を図ることを目的としています。施設は「創業準備オフィス」と「創業オフィス」を設置しています。

■対象者

- ①滋賀県内で起業を目指される方
- ②新事業創出に取り組んでおられる方
- ③インキュベーション・マネジャーの支援を常時必要とされる方

■支援内容

1. 創業準備オフィス（10ブース：ハイパーテーションタイプ）

入居者は自らのビジネスアイデアを営業活動やミーティングを通じてブラッシュアップします。また、経営戦略や財務など経営者としての必須知識習得のためのセミナーも開催しています。その他、事業化に関する相談についてはプラザにお任せください。

- (1) 利用期間 6ヶ月
- (2) 支援スペース 約7.5㎡
- (3) 利用料金（月額）5,142円
- (4) 施設構成 インターネット接続用LAN回線（1回線分）
- (5) その他 24時間利用可能 駐車場（有料）

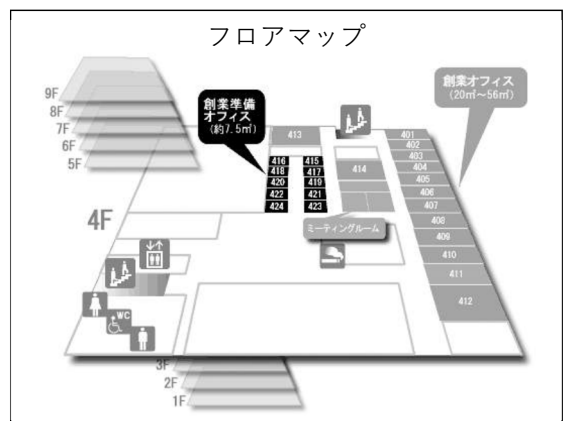
2. 創業オフィス（13室）

ビジネスの芽を事業の成長モデルに組み込んでいきます。事業戦略、財務、知財戦略などをプラザが全面的に支援します。

- (1) 利用期間 3年（但し1年更新）
- (2) 支援スペース 20㎡中心
- (3) 利用料金（月額）1,748円/㎡
（水道・光熱費別途負担）
- (4) 施設構成 電話回線（2回線分）
※各自でご契約ください。
- (5) IT環境 ※各自でご契約ください。
- (6) 24時間利用可能 駐車場（有料）

3. 所在地

大津市打出浜2番1号（コラボしが21 4階）



■問い合わせ先

（公財）滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 創業支援課 TEL：077-511-1412

12 滋賀県立 SOHO ビジネスオフィス

滋賀県では、SOHO 事業者を支援するための施設として滋賀県立 SOHO ビジネスオフィス（草津・米原）を設置し、IT を活用したビジネスモデルによる事業に取り組む個人や小規模企業に対して、オフィスと各種支援サービスを提供しています。

■対象者

- ①SOHO 事業者（自宅や小規模な事業所で IT を活用した事業を行う個人または法人）として活動する方で入居時において創業後 5 年を経過しない方
- ②SOHO 事業者を支援するために、知事が適当と認める事業を行う方

■支援内容

施設構成

(1) オフィススペース

草津オフィス：20 区画（面積 15～26 m²）

草津市大路 1-1-1（エルティくさつ 4 階） TEL 077-566-8121 FAX 077-566-8141

JR 草津駅 徒歩 1 分

米原オフィス：10 区画（面積 17～20 m²）

米原市下多良 2-137（文化産業交流会館 4 階） TEL 0749-52-9200 FAX 0749-52-9211

JR 米原駅 徒歩 10 分

(2) 共通仕様

個別照明、電源設備、空調設備、ドア施錠可、インターネット接続可能の通信回線、一般加入電話用配線、受付、ミーティングスペース、交流スペース、共用コピー、駐車場有、24 時間利用可能

(3) 利用料（月額）

- ・草津オフィス：28,900～51,600 円
- ・米原オフィス：22,600～26,500 円

(4) 入居期間 3 年を限度

(5) 事業活動のサポート

- ・事業活動に関する相談を受け付け、関連する専門家の紹介やマッチングを行います。
- ・ビジネスに関する各種支援制度や施策の利用についてのアドバイスを行います。

その他

滋賀県立 SOHO ビジネスオフィスのホームページ

<https://www.soho-shiga.jp/> では、入居者情報・支援事業助成制度・SOHO 支援施策の概要・ビジネスサポート情報などについて紹介しています。



■問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課 TEL：077-528-3733

（公財）滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 創業支援課 TEL：077-511-1412

13 経営アドバイス事業（中小企業基盤整備機構）

創業、新事業開拓、経営向上など様々な経営課題について、気軽に相談できる相談窓口を設けています。中小企業支援の経験豊富な専門家であるアドバイザーが皆様の経営・技術に関する相談や情報提供を無料で行っています。

アドバイザー：中小企業診断士、税理士、弁護士、弁理士、社会保険労務士や企業実務経験者などで、それぞれの分野で経験豊富な専門家です。

■対象者

中小企業者等

■支援内容

1. 経営アドバイス（06-6264-8613）

(http://www.smrj.go.jp/regional_hq/kinki/sme/consulting/index.html)

近畿支部の「相談コーナー」で経営・技術に関する幅広い相談、情報提供に応じています。

～効果的な利用のために～ハンズオン型窓口相談

創業、新事業立ち上げ等に伴う複合的な課題について、継続・反復して、窓口にて経営アドバイスを受けることにより、多様な課題を複数のテーマ・専門家による支援を得て効果的にステップアップすることができます。

- (1) 場 所：中小機構近畿本部
- (2) 時 間：月曜日から金曜日までの平日 午前9時～12時、午後1時～5時
- (3) 相談時間：1回1時間程度何度でもご利用可
- (4) 予約・申込方法：相談内容と適切なアドバイザーとのマッチングを図るため、原則として予約制です。予約・申込は、近畿本部までお電話いただくか、上記 URL 先フォーマットより FAX・Eメールでお申し込みください。

2. 出張相談

全国各地で開催される創業・ベンチャー関連のイベントに合わせて、「相談コーナー」を設け来場者の皆様の相談に応じています。

3. 電子相談：「メール経営相談」(<http://www.smrj.go.jp/sme/consulting/tel/index.html>)

パソコンからインターネット経由で相談できる窓口です。電子相談の web サイトにアクセスし、経営に関する相談内容や必要な情報内容を書き込むと、原則として受付の翌日から3営業日以内に専門家による回答が得られます。さらに、課題を掘り下げた相談が必要な場合は、「窓口相談」を併せて利用していただくとより効果的です。

※なお、本相談事業は、皆様の経営に関する助言および情報提供を行うものであり、販売先・提携先等の紹介・斡旋や実務の代行を行うものではありません。

■問い合わせ先

(独) 中小企業基盤整備機構 近畿本部 経営支援課 TEL：06-6264-8613

14 技術に関する相談・支援

企業の抱える種々の技術的問題解決のために、技術相談を随時実施しています。技術相談は電話、来所、電子メールなどにより受け付けます。相談内容によって、試験分析機器の利用や依頼試験で問題解決を行ったり、外部の専門家の派遣や他機関の紹介も行っています。

■対象者

中小企業者等

■支援内容

電子、機械、金属、高分子（プラスチック）、有機材料、無機材料、食品、デザイン、窯業、繊維、環境など、様々な分野の技術相談を行っています。



1. 直接センターに来所される場合

センターは、下記の4サイトに分かれています。

どの分野かわからない場合、事前に電話等でご確認ください。

技術相談対応分野

工業技術総合センター	栗東	電子、機械、金属、有機材料、無機材料、食品、デザイン
	信楽	窯業
東北部工業技術センター	長浜	高分子（プラスチック）、繊維、環境、デザイン
	彦根	機械、金属

2. 相談される場合

相談の分野や大まかな内容をお知らせください。適切な担当職員に取り次ぎいたしますので、担当職員とご相談ください。

(1) 受付時間 9：00～12：00、13：00～16：00

土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）は業務を行っておりません。

(2) ホームページ

- ・滋賀県工業技術総合センター <http://www.shiga-irc.go.jp/>
- ・滋賀県東北部工業技術センター <http://www.hik.shiga-irc.go.jp/>

■問い合わせ先

滋賀県工業技術総合センター・栗東 TEL：077-558-1500
・信楽 TEL：0748-82-1155
滋賀県東北部工業技術センター・長浜 TEL：0749-62-1492
・彦根 TEL：0749-22-2325

中小企業施策の情報を中心に、企業事例や経営に役立つ情報などをインターネットで提供します。

■対象者

中小企業に関する施策等の情報が必要な中小企業者・創業予定者および中小企業支援担当者等

■支援内容

(1) 経営課題を解決する

○経営課題ごとに経営者向けの情報を閲覧できます。

- ・経営戦略：経営課題にこたえるQ & Aや、元気な中小企業の成功事例、税金・会計に関する情報、経営課題解決のためのベストプラクティス事例
- ・事業拡大・海外展開：海外展開のポイントや、農商工連携、地域資源活用、新連携の施策情報など、事業拡大や販路開拓に関する情報
- ・ものづくり・技術・開発：中小企業のものづくりを支援する情報

○経営自己診断システム：中小企業の方が自社の財務情報等を入力すると、即時に財務状況と経営危険度を把握できます。

(2) 支援情報（資金・セミナー）を探す

支援情報ヘッドラインでは、全国の中小企業支援機関の補助金・助成金等の最新の支援施策情報を、地域別・目的別で検索することができます。

また、「J-Net21」アプリでは、補助金・助成金やセミナー情報を簡単に入手することができます。

(3) 起業する

起業・創業を目指す人向けに、起業マニュアルや業種別の開業手続き・留意点などの情報を掲載しています。

(4) 特集・ニュースを見る

中小企業の経営に役立つタイムリーな情報を提供しています。

●ご利用方法

J-Net21 に今すぐアクセス！

<http://j-net21.smrj.go.jp/>

※ 中小企業庁のホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/>) からアクセス可能です。

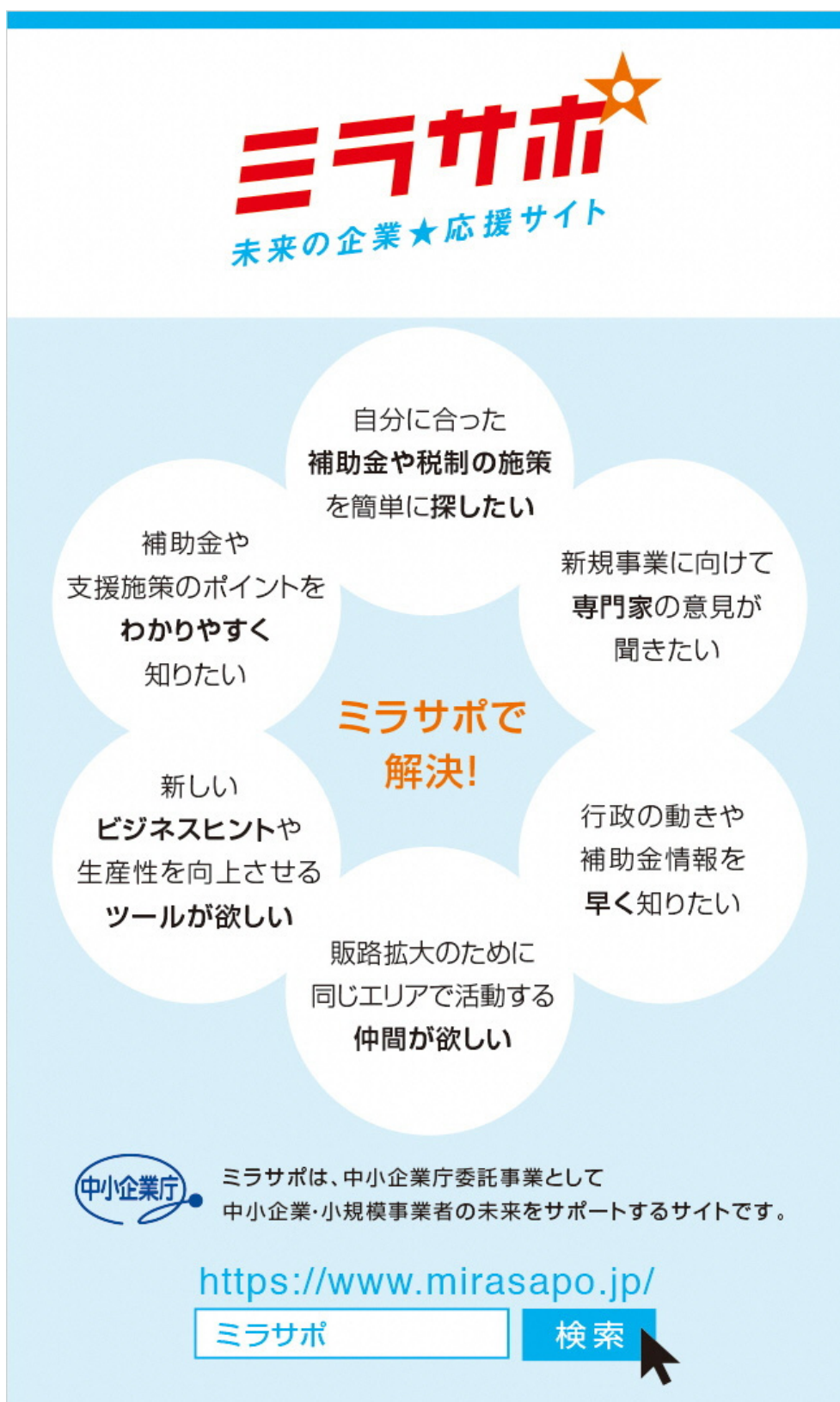
■問い合わせ先

(独) 中小企業基盤整備機構 企画部 広報統括室 広報課 TEL：03-5470-1519

「経営自己診断システム」に関するお問い合わせ

経営支援部経営支援課 TEL：03-5470-1564

補助金に関する検索・申請ができるサイトです。電子申請もできます。



ミラサポ
未来の企業★応援サイト

自分に合った
補助金や税制の施策
を簡単に探したい

補助金や
支援施策のポイントを
わかりやすく
知りたい


新規事業に向けて
専門家の意見が
聞きたい

**ミラサポで
解決!**

新しい
ビジネスヒントや
生産性を向上させる
ツールが欲しい

行政の動きや
補助金情報を
早く知りたい

販路拡大のために
同じエリアで活動する
仲間が欲しい

 ミラサポは、中小企業庁委託事業として
中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイトです。

<https://www.mirasapo.jp/>

ミラサポ

■問い合わせ先

ミラサポ事務局
(平日9:00~17:00)

ナビダイヤル (通話料通料) TEL: 0570-057-222
IP電話等から (通話料通料) TEL: 03-6631-9583

17 女性のチャレンジ支援事業

■女性のためのチャレンジ支援講座

- ①「スタート講座」
- ②「ステップアップ講座」

●趣旨・目的

- ①市町や商工会等の主催による研修受講前にチャレンジにあたっての心構えや基本的スキルの習得の場を提供します。
- ②チャレンジの本格展開や拡大に向けて重要となる視点や知識の習得の場を提供します。



平成 28 年度「8 の日のサロン」

●対象となる方

起業をめざしている、起業の準備をしている、起業して間もない女性で全 3 回の講座に参加できる滋賀県在住もしくは在勤の人。

●事業内容

- ・下記の日程で講座を実施します。
 - ①平成 30 年 5 月 16 日（水）、5 月 23 日（水）、5 月 30 日（水）
 - ②平成 31 年 2 月 20 日（水）、2 月 27 日（水）、3 月 6 日（水）いずれも 10 時～12 時。県立男女共同参画センター内ランチスペースで開催。
- ・参加者同士の情報交換、交流もできます。

■女性のためのビズ・チャレンジ相談

●趣旨・目的

起業にチャレンジしようとする女性、起業したものの軌道に乗るまでの段階にある女性に、活動段階に応じた必要な情報を提供し、具体的行動に移すためのアドバイスや専門的な技術アドバイスを行うなど、起業等を支援する相談事業を実施します。



●対象となる方

滋賀県内在住、在勤、在学の女性で、起業や地域活動などにチャレンジしようとする個人やグループ

●事業内容

- 原則として毎月第 2 火曜日と第 4 日曜日の 9：30～12：30（要予約・1 回約 1 時間）に個別相談をお受けします。
- ・相談は中小企業庁 滋賀県よろず支援拠点の相談員が対応します。
- ・進路の理解と選択のサポート、起業に向けた情報の提供、各地で開催の創業塾やマルシェなどへつないでいくためのアドバイスなど何でも相談できます。

■女性のチャレンジシンポジウム

●趣旨・目的

起業に向けてチャレンジしたいと意欲を持つ女性に、今一步を後押しすることを目的に先輩起業家の体験談を聞き、アドバイスをもらう機会を提供します。

●対象となる方

起業やNPO活動、コミュニティビジネスなどにチャレンジしている、またはしようとしている女性、これから社会へ一步踏み出そうと考えている女性、女性起業家を応援する団体・関係機関等



平成28年度
「女性のチャレンジシンポジウム」

●事業内容

- ・平成30年10月14日（日）午後に実施します。
- ・基調講演、先輩起業家の事例発表、関係機関の相談ブースなどのプログラムを予定しています。

■女性のチャレンジショップ体験

●趣旨・目的

「女性のチャレンジ支援講座」や「女性のためのビズ・チャレンジ相談」等を受けた者が実際に起業する前段階として、ショップ企画や仕入れ、接客、商品販売等の実践ができる場を提供します。

●対象となる方

滋賀県内在住、在勤、在学の女性で、起業や地域活動などにチャレンジしようとする個人やグループ

●事業内容

- ・随時受け付けます。（事前にお申し込みが必要です）
- ・年に5回は専門家が来所し、アドバイスを受けることができます。
- ・応募要項をホームページでご覧ください。

■問い合わせ先

滋賀県立男女共同参画センター G-NET しが TEL：0748-37-3751

18 商店街等空き店舗活用マッチング支援事業

商店街等の空き店舗の有効活用と小規模事業者の創業を促進します。

■対象者

商店街等の空き店舗で創業を希望する方、空き店舗を有効活用したい所有者・管理者

■支援内容

1. 空き店舗での開業希望者

しが空き店舗情報サイト「AKINAIしが」<http://www.akinai-shiga.jp/> による県内空き店舗情報と創業支援情報の提供

2. 県内不動産業者

空き店舗物件を無料で「AKINAIしが」で情報発信

※空き店舗の賃貸・売買を希望する方の物件は、不動産業者と仲介契約を結ばれていれば、業者を通して情報発信することができます。

■問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課 TEL：077-528-3731
滋賀県商工会連合会 TEL：077-511-1470

県内の魅力的な個店、企業および商店街を WEB 動画により広報発信することで集客等を図り、活性化につなげていく。

■対象者

- ・ 県民等からの推薦を受けた個店や企業
- ・ 市町からの推薦を受けた商店街

■支援内容

- (1) 県民等から推薦を得た個店や企業から発信対象を選定し、WEB 動画を制作・発信する。
- (2) 市町の推薦を得た商店街から発信対象を選定し、WEB 動画を制作・発信する。
※なお動画の配信に当たっては、県のサイトである「しがの中小企業応援サイト」に掲載する予定。

■問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課 TEL：077-528-3731

独創的な研究開発によって新分野開拓を目指したり、センターの職員との技術的な相談や多くの装置類を活用して効率的な技術開発を行い、具体的な研究開発計画により事業化を加速させようとしている企業や個人に対しての研究スペースです。

■対象者

県内で既に事業を行っていて新分野進出または新技術開発を志している企業（個人）、あるいはこれから県内で開業しようとする企業（個人）が対象で、最長3年間使用できます。

■支援内容

滋賀県 レンタルラボ 検索

1. 室内風景



90,500 円から 92,310 円/月（面積 50～51 m²）光熱費：実費

2. 主な設備

- ・インターネット：各室内に情報コンセント（RJ-45）設置
- ・空調設備：個別エアコン設置
- ・床荷重：1階 9.8kN/m² A（1000kgf/m²）
2階 4.9kN/m²（500kgf/m²）
- ・昇降装置：機器搬入用エレベーター
- ・電話設備：各室に端子盤（外線2、内線1回線）設置
- ・電気設備：単相 100V：50A 3相 200V：75,100A

3. 使用期間 3ヶ月から3年以内
（特に理由がある場合、1年のみ延長あり）

4. 所在地 滋賀県栗東市上砥山 232

当センターラボの特徴とメリット

- ① センター施設の活用：
300点程の開放機器や技術書・JIS規格閲覧
- ② センター技術者との連携：
各専門家との相談や共同研究
- ③ 産学官連携の支援：
大学等との橋渡しも可能
- ④ その他の支援：
国、県、産業支援プラザの施策に関する情報提供、（一社）滋賀県発明協会による知財相談

etc

■問い合わせ先

滋賀県工業技術総合センター TEL：077-558-1500

滋賀県商工観光労働部 モノづくり振興課 TEL：077-528-3794

21 商 圏 分 析 (商 圏 マ ッ プ)

創業や新規出店、または経営革新を考えておられる中小企業者および個人等の方が、販売戦略、既存店の把握、顧客データの分析などに役立つデータを基にして、サポートします。

■対象者

- ①中小企業者等
- ②創業者

■支援内容

依頼者からのヒアリングのもと、商圈分析用ソフトウェアを使用し、国勢調査・商業統計データなどから、創業、新規出店、経営革新を行う際に参考としていただける情報を提供します。

【たとえばこんな時、お役に立ちます！】

①八百屋を営んでいるが、店舗周辺はどのくらい消費がみこめますか？

自店の商圈を設定し、商圈内の家計消費支出と世帯数から年間の消費額が予想できます。

また、商業統計から、商圈内の年間販売額を抽出できます。これらのデータから、自店の売り上げ目標が設定できます。

②美容室を営んでいるが、新規顧客獲得のため、効果的な宣伝（ポスティング）ができる地域はどこですか？

マップ上に競合店とターゲットとする年齢層を抽出することにより、ポスティングをする地域の優先順位を決めることができます。

③自店の商圈内には、競合店がどのように立地しているのですか？

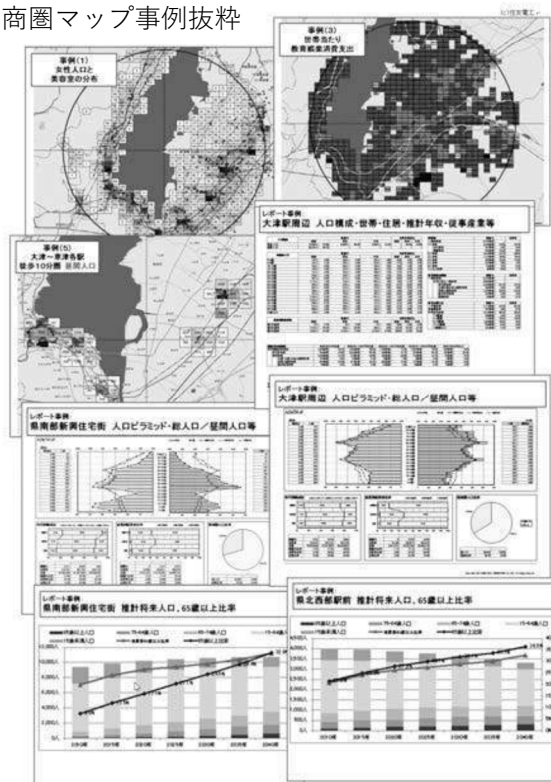
自店を中心としたマップ上にNTTデータや東洋経済社のデータから競合店を描き出すことができます。（一部の業種のみ）

④学習塾の開業を考えているが、どの地域で開業するとよいですか？

開業予定地の商圈を設定し、国勢調査の年齢人口をマップ上に色分けすることにより、ターゲットとする年齢層の多い場所を探ることができます。

各種問題でお困りの方は一度ご相談ください。

商圈マップ事例抜粋



■問い合わせ先

(公財) 滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 経営相談室 TEL : 077-511-1413

22 滋賀県企業情報検索市場 skki (すっき)

skki（滋賀県企業情報検索市場の略称）は、県内の事業者の方々が自社のPRや製品・技術の紹介をしていただく場として、また、県内で製品や技術、サービスを探しやすくするためのプラットフォームとして、滋賀県産業支援プラザが用意している公開型の企業データベースです。

■支援内容

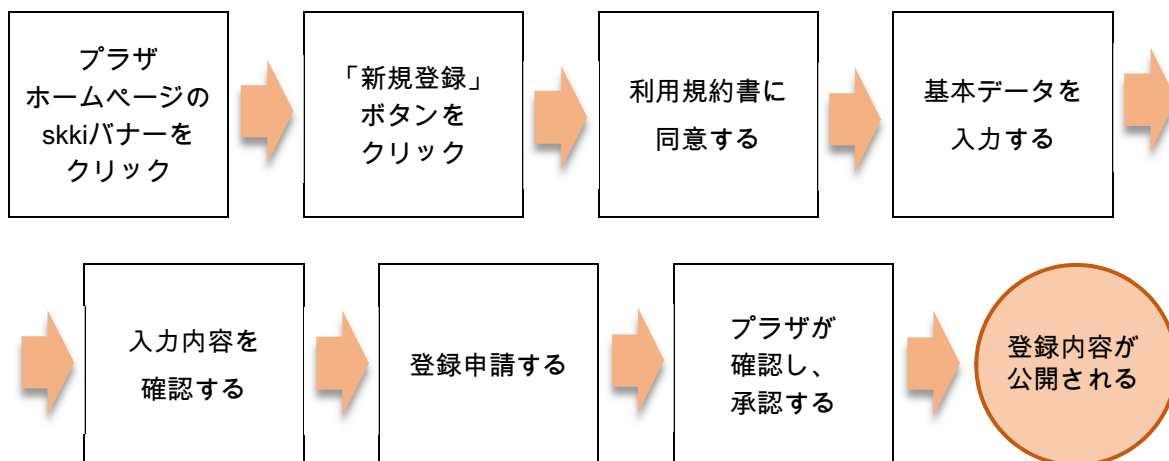
1. 特長

- ・ skki（すっき）は、業種・キーワード・加工内容（製造業）から企業検索ができ、エリア・50音で絞込みが可能です。
- ・ 自社の企業PRができ、ビジネスチャンスが広がります。
- ・ 登録された企業の商品・技術・サービス等の情報収集に役立ちます。
- ・ 入会金および年会費などの維持手数料等は無料です。



<http://www.shigaplaza.or.jp/skki/>

2. 登録の仕方



各登録企業が、自らデータを登録・更新するため常に正しく、新しい情報になります。また、業種別・地域別・加工内容・キーワードの検索が可能なので、さまざまな角度から情報が引き出せます。

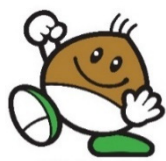
さらに、各企業のホームページにリンクさせることで、より豊富な情報の入手、発信ができます。

■問い合わせ先

(公財) 滋賀県産業支援プラザ 総務企画部 情報企画課 TEL : 077-511-1411

M E M O

A series of horizontal dashed lines for writing.



くりちゃん
栗東市マスコットキャラクター

栗東市 環境経済部 商工観光労政課

〒520-3088

滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

TEL:077-551-0236 FAX:077-551-0148